文教厚生委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和４年１１月２８日（月）
　　午前１０時開会、午後２時４３分閉会
場　所　第１委員会室

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
　（１）教育委員会関係
　（２）保健福祉部関係
　（３）こども未来部関係
　（４）その他
４　閉　　会

出席委員（７名）

委員長	下村　壽郎
副委員長	奥谷　崇
委員	福田　一夫
委員	鈴木　一彦
委員	塚原　圭二
委員	矢口　勝雄
委員	目黒　英一

欠席委員（１名）

委員	田子　優奈

説明のため出席した者（２２名）

保健福祉部長	塚本　哲生
社会福祉課長	福原　守

障害福祉課長	小池　政幸
高齢福祉課長	塚本　浩幸
国保年金課長	刈山　和幸
健康増進課長	水田　和広
こども未来部長	加藤　史子
こども政策課長	菊田　宏巳
こども包括支援課長	佐藤　千加子
保育課長	野中　佑起男
教育長	入野　浩美
教育部長	望月　亮一
教育総務課長	塚本　富美代
学務課長	田中　裕之
学校給食センター所長	寺崎　敏彦
生涯学習課長	佐賀　憲一
図書館長	武藤　知子
文化振興課長	中澤　達也
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	堀部　猛
スポーツ振興課長	大橋　博
指導課長	田上　秀之
行革デジタル推進課長	元川　宏

事務局職員出席者

主幹　鈴木　優大

傍聴者（１名）

○下村委員長　ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。傍聴の方がいらっしゃいますので、よろしくお願いします。本日の欠席者は、田子委員１名です。それでは、まず教育委員会から行います。資料は、文教厚生委員会、令和４年、１１月２８日開催、教育委員会をお願いします。それでは、議案関係に入ります。土浦市立学校の設置及び管理に関する

条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、執行部より御説明願います。

○田中学務課長　サイドブックス資料①－１をお願いいたします。土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明いたします。１の改正の趣旨としましては、都和小学校の所在する地番について、近隣での住宅建設に伴い登記簿等で確認したところ、現況の地番と相違してることが判明しました。これに伴い学校等の所在地を正しい地番に訂正するため、本条例の一部を改正するものでございます。２の改正内容としましては、次のページをお願いいたします。（１）土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、別表中、都和小学校の学校の位置を並木五丁目４８２６番地１から４８２６番地２に訂正するものでございます。また、（２）としまして土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましても別表中、都和小学校第一児童クラブ、第二児童クラブ、第三児童クラブの位置を訂正するものでございます。資料の①－２につきましては、改正内容の新旧対照表となります。申し訳ございませんが、前のページにお戻りください。３の施行日は、公布の日から施行するものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

○福田委員　地番が相違しているということですが、公図などいわゆる境界に問題はなかったのでしょうか。

○田中学務課長　公図登記簿等は問題ございません。

○福田委員　分かりました。

○鈴木委員　都和小学校は新しく校舎を建てているわけですが、その時の分筆か何かで４８２６番地２ということになったのですか。

○田中学務課長　新しく改築した時は地番の訂正の誤りには気づきませんでして、近隣のほうで住宅を建設した時に地番が重複しているということで気づいたものでございます。

○鈴木委員　そうすると、改正前の４８２６番地１というのは、消滅したわけではくて、これはどの辺の場所になるのですか。

○田中学務課長　４８２６番地１というのは実際に存在しまして、都和小学校の敷地の北側に職員の駐車場があるのですが、その北側の以前スーパーマルモの第２駐車場として扱っているところになります。

○鈴木委員　そうすると、そもそも旧校舎が今学童クラブが入っている所にあって、元々の改築する前も４８２６番地に建っていたということですか。

○田中学務課長　おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員　大分前から間違っていたということになるのですか。

○田中学務課長　昭和３９年の３月の土浦市立学校の設置及び管理条例を制定しました、その当時から誤っていたということでございます。

○鈴木委員　私が生まれた頃の話だから今言っても仕方がないのですが、これがあったということは、ほかの学校でもそういう危険性があると思うので、ほかの学校についても、もう１回法務局の登記簿と照らし合わせをしていただきたいと思います。

○田中学務課長　今回のことを受けまして、改めてほかの小中学校、義務教育学校について所在地の確認をしましたところ、誤りはございませんでした。

○下村委員長　ほかにはありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、この程度といたします。つぎに、土浦市新治運動公園条例の一部改正について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料の②－１をお願いします。土浦市新治運動公園条例の一部改正についてでございます。１番の改正の趣旨です。現在、多目的グラウンドの人工芝整備工事が進められており、使用料を改めるとともに障害がある方の利用に際し使用料の減免について定めるものです。２番、改正の内容につきましては、１点目として減免対象者に障害者手帳の交付を受けているものの追加、２点目として施設使用料の改正、他条文の順序の整理文言の修正等を行うものでございます。具体の使用料につきましては表にお示しのとおり、これまで市内居住者が全面利用の場合、２時間当たり１，３２０円であったものを３，０００円に改めます。また、今般新たに個人使用料について設定するものです。３番の施行日につきましては、令和５年４月１日です。また、詳細につきましては、資料②－２に案分と別表資料②－３に新旧対照表をお示ししてございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員　改正内容の（１）の障害者手帳の交付を受けている者なのですが、こちらのアプリのミライロＩＤも対応しますか。

○大橋スポーツ振興課長　水郷プールと同様度と同様にミライロＩＤの導入も考えてございます。

○目黒委員　承知しました。

○下村委員長　ほかにはありますか。ないようですので、この程度といたします。つぎに、小中学校施設大規模改造事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックス資料の３をお願いいたします。はじめに、１の補正の理由でございますが、小学校１２校、中学校５校及び新治学園義務教育学校のトイレの和便器を洋便器に改修するため、今年度実施設計を予定しております。

当初設計について外部委託する予定でございましたが、住宅営繕課において設計業務を実施することとしたため、委託料の歳出予算を減額補正するものでございます。２の補正予算額でございます。９款教育費、２項小学校費につきましては、３目学校建設費、１２節委託料２，２２８万４，０００円の減。

３項中学校費につきましては、同じく１，２６８万６，０００円の減でございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　小学校、中学校で３，５００万近く浮いてるということになると思いますが、これは住宅営繕課で設計業務をする。これまでは全部委託でやられいてたわけですよね。今回この住宅営繕課のほうでやるようになったのはどういう理由で変更になったのでしょうか。

○塚本教育総務課長　設計業務につきまして、小規模な改修工事につきましては、これまでも内製化をしてございます。大規模については、外部委託としております。外部委託をするに当たりまして今回は再度設計内容を精査しましたところ、内容自体は市内１８校、数にして二百八十余りなのですが、こちらの小規模の改修の積重ねということでございますので、内製化による対応ということで今回は事務改善を図ったものでございます。

○塚原委員　結構大きな金額になるので、今後も改修を含めたところでこういった作業が入ってくるのであれば、まずは住宅建設課のほうで極力その改善を自前でやれるようなところがあればやっていただけると、更にコストも下げられるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○塚本教育総務課長　塚原委員さんのおっしゃるとおりで、今後も設計内容につきまして十分精査しまして、内製化できるものは内製化するということで、予算削減に努めてまいりたいと思います。

○下村委員長　委員の皆さんほかには。

○鈴木委員　小学校１２校、中学校５校の大規模改修ということなのですが、小学校１２校の改修の中に学童クラブの施設で使っているほうは対象になっていますか。

○塚本教育総務課長　今回こちらの予算につきましては、あくまでも小学校、中学校、義務教育学校の校舎と体育館、武道館という形になっておりますので、学童クラブの分は含まれてございません。

○鈴木委員　学童クラブが学童の建物を使っている場合はそれで良いのですが、学校の部分を借りて使っている箇所、それについてはどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○塚本教育総務課長　学校の施設内に含まれている学童クラブにつきましては、学校という形で施設を考えておりますので、そちらは洋式化の今回の予算の中に含まれて

ございます。

○鈴木委員　先ほどの都和小学校のように旧校舎を使っている場合、多分、上大津辺りもそうだったような気がしますが、その辺に対してはいかがお考えでしょうか。

○塚本教育総務課長　別の建物としても学童のほうで所管しているものにつきましては、保育課が管理するような形になってございます。

○鈴木委員　ということは、保育課管理の部分については、洋式化されていない部分があっても改修の対象には入ってこないという理解でよろしいですか。

○塚本教育総務課長　今回、こちら教育総務課で設計委託している分には含まれてございませんので、そちらの学童のほうでどのようになっているかは担当課に確認して後程対応させていただきたいと存じます。

○下村委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、この程度といたします。つぎに、神立小学校寿命化改良事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックス資料４－１をお願いいたします。こちらは６月議会にて建築主体工事の議決をいただきまして、現在株式会社山本工務店で施工中の神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良工事に係る補正でございます。１の補正の理由でございますが、お手数ですが、資料の４－２をお開き願います。補正の内容といたしまして、工事を進める中で必要な作業が生じたことによる主な追加工事の内容でございます。一つ目、外壁既存塗膜剥離は、外壁を洗浄し再塗装する計画でございましたが、洗浄時に塗膜の定着部に剥離が生じ、建設当初の層にアスベストが含有されていたことから、これらの塗膜の撤去、処分が必要となってございます。さらに、塗膜剥離に伴いまして、新たに発見されたひび割れの補修が必要となってございます。二つ目、１階床下の点検改修及び床下の欠損部補修は点検孔が開閉できず更新が必要となり、さらに床裏部にコンクリート爆裂及びクラックが判明したため、補修が必要となってございます。三つ目、バスケットゴールの下地制作はバスケットゴールの交換を考えておりましたが、既存のバスケットゴール撤去後、新設のバスケットゴールの必要強度を満たすには既存の下地だけでは不足がすることが判明したため、補強が必要となってございます。これらによりまして追加工事が必要となったことから、工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。お手数ですが、資料４－１にお戻り願います。２の補正予算額については、９款教育費、２項小学校費、３目学校建設費、１４節工事請負費８９２万１，０００円でございます。なお、四角の表の左側２番目、補正前の額が０円となってございますのは、当初契約につきましては令和３年度予算を繰越事業として行っておりますことから、令和４年

度予算が０円となってございます。
○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。
○目黒委員　様々な改修が必要になったのですが、こちらに関しては山本工務店の落ち度と言いますか、そういったことはなかったのでしょうか。
○塚本教育総務課長　設計の段階では目視という形で行っておりまして、外壁塗装におきましても目視でございまして、引張り等の検査をしておりませんでしたので、想定以上のぜい弱が見られたということで、特に建設会社の部分ではございません。
○目黒委員　改めて山本工務店に工事の依頼はされるのでしょうか。
○塚本教育総務課長　山本工務店と再契約するものでございます。
○目黒委員　承知しました。
○下村委員長　ほかにありますか。よろしいですか。
（「なし」という声あり）
○下村委員長　それでは、この程度といたします。つぎに、小中学校の光熱費に関わる補正予算（案）について執行部より御説明願います。
○田中学務課長　資料の⑤をお願いいたします。小中学校の光熱費に係る補正予算（案）について御説明いたします。１の補正の理由としましては、燃料価格の高騰に伴う電気料金及び都市ガス料金の上昇により当初予算では不足が生じるため、歳出予算を増額補正をお願いするものでございます。２の補正予算額としましては、歳出として９款教育費、２項小学校費及び３項中学校費の１目学校管理費の１０節需用費、光熱水費となります。小学校費の補正予算額は、２，１５６万６，０００円でございます。中学校費の補正予算額につきましては、５４８万９，０００円でございます。
○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。
○矢口委員　最近の電気とガスの値上がりは本当にびっくりする上昇幅なのですが、この金額で今年度３月いっぱいまで足りますか。一応確認です。
○田中学務課長　今年度、上昇幅を鑑みましてこの金額でやっているということで、うちのほうでは増額補正をお願いしているものでございます。
○鈴木委員　財源はどこから出てきますか。
○田中学務課長　一般財源でございます。
○鈴木委員　そうすると、各補正を出すには各学校の校長先生辺りにお願いをして、見込みの額を積み上げてこの金額になったと思うのですが、これは何年か前にも油が高い時があって、同様のことがあったと思いますが、その時は学校の校長先生によってはストーブをつけるなというような指導があって、ちょうどその当時私がＰＴＡの役員をしていて、何を考えているんだと思った時がありました。現在はそういうことはないですよね。

○田中学務課長　可能な範囲でお願いしますが、暖房器具を執ように使っちゃいけないと、そういった指導はしておりません。

○下村委員長　ほかにはないようですので、この程度といたします。つぎに、学校給食センターの光熱水費に係る補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○寺崎学校給食センター長　資料の⑥をお願いします。学校給食センターの光熱水費に係る補正予算について御説明いたします。１の補正の理由ですが、燃料価格の高騰に伴い電気料金が上昇し続けておりますが、学校給食センターにおきましても当初予算では不足が生じる見込みとなったため、歳出予算である光熱水費の増額補正をさせていただくものでございます。２の補正予算額については、歳出となります。御覧の表のとおり５項、５目、１０節の需用費ですが、今回補正する６７５万２，０００円は光熱水費のうち電気料の部分でございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、この程度といたします。つぎに、亀城プラザ管理運営事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料の⑦をお願いいたします。亀城プラザ管理運営事業でございます。補正の理由につきましては、燃料価格の高騰に伴う増、指定管理者である産業文化事業団の職員の人事異動に伴う減、その他清掃夜間管理業務の上半期分が確定したことなどから、事業に係る委託料、民間総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料の６９５万９，０００円の減額補正をお願いするものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、この程度といたします。つぎに、生涯学習館事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料⑧をお願いいたします。生涯学習館事業でございます。こちらも亀城プラザと同様に燃料価格の高騰に伴う増、指定管理者である産業文化事業団の職員の人事異動に伴う増、その他清掃夜間管理業務の上半期分が確定したことなどから、事業に係る委託料、９款教育費、４項社会教育費、７目生涯学習館費、１２節委託料の２６９万３，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、図書館管理運営事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○武藤図書館長　資料⑨をお願いいたします。図書館管理運営事業の補正予算（案）

について御説明いたします。補正の理由につきましては、燃料価格等に伴う電気料金の上昇によりアルカス管理組合に支払う負担金に不足が生じますことから、9款教育費、4項社会教育費、9目図書館費、１８節負担金補助及び交付金４５０万円の増額補正をお願いするものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、この程度といたします。つぎに、美術品展示室管理運営事業の補正予算（案）について執行部お願いします。

○中沢文化振興課長　資料の⑩をお願いいたします。美術品展示室管理運営事業の補正予算につきましても、燃料価格の高騰に伴う電気料金の上昇により市民ギャラリーにおけるアルカス土浦管理組合に支払う負担金が当初予算額を上回る見込みであることから、4目芸術文化振興費、１８節負担金補助及び交付金４５万２，０００円の増額補正をお願いするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、市民会館管理運営事業の補正予算（案）について御説明をお願いします。

○中沢文化振興課長　資料の⑪をお願いいたします。市民会館管理運営事業の補正予算につきましては、指定管理者である産業文化事業団の職員の人件費の減及び清掃業務などに不用額が生じる見込みであることから、5目市民会館管理費、１２節委託料３０８万４，０００円の減額補正をお願いするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等はありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、ふるさと歴史の広場管理事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長　サイドブックス資料１２をお願いいたします。ふるさと歴史の広場管理事業の補正予算（案）につきましても、燃料価格の高騰に伴い燃料費及び電気料金が当初予算額を上回る見込みであることから、3目ふるさと歴史の広場管理費、１０節需用費、１０６万５，０００円の増額補正をお願いするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに水郷プール使用料収入の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料の１３をお願いします。水郷プール使用料収入の補正予算について招待券を利用せずに一般の入場料を支払った方の実績数に合わせ、２節保健体育施設使用料を３０万２，０００円増額し、３，４３０万６，０００円に歳入増とするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　つづきまして、資料の１４をお願いします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正予算でございます。こちらは水郷プールで３回分の親子無料招待券を配布いたしましたが、お示しのとおり招待券の利用者は１万８７１６人、利用率は２０．３％でございました。必要経費と合わせて国からの交付金２，７５０万円ほどを見込んでおりましたが、１，０９２万４，０００円減とし、１，６５６万円に歳入予算を減額するものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員　歳入予算を減額するということを今おっしゃいましたが、そもそもこのお金は国からまだ入ってきていないのですか。

○大橋スポーツ振興課長　年度末に予定されております。

○鈴木委員　私らが思うのは、これを最初に組んだ予算の２０％しか消化できなかったと。残りの８０％は、国に返すというかまだ来てないのだから、請求そのものが２０％分になるのだろうけども、コロナウイルス感染症の臨時交付金という枠で土浦市に幾ら来るという大枠が決まっていて、２割しか使わなくて８割は残します。先ほどのトイレなどに使えばいいのに、そっちは一般財源ですということは、そもそも予算の組み方が間違っていたのではないかと思うのですが。

○大橋スポーツ振興課長　３回分のプールに限って申し上げさせていただきますと、３回分の無料配布券をお配りしましたが、その数には至らなかったと。予算の組み方ですが、1回は来るだろうという予測の基に２，７００万を予定をしておりましたが、実際の利用はそこまでいかなかったというふうに水郷プールに限っては分析してございます。

○鈴木委員　今のがスポーツ振興課としては精一杯の答弁だと思うので、大橋課長からはそれで良いのですが、そもそも例えば国に１，０００万のお金を返すしかないと。最初にほかのところまで、トイレとか何かまで考えていれば、まさにコロナウイルス感染症対策にふさわしい使い方というのはトイレの改修や水回りの改修だと思います。そちらを優先しないでプールに入るということ自体が感染の確率が高まるわけで

す。そっち側に１０００万も余計に結果的に予算をつけてしまったことになると。トイレのほうにそのお金が回ればいいのに回らないというのは、財政課長辺りに言うしかないのでしょうが、そもそもの紋切り型の予算の組み方で、財政が国から臨時交付金が来ますという時にメリハリをつけないで各部課に一律話を投げて、割り当てを消化するためにその予算を要求して、査定で紋切り型の感じで一律何％切ってというやり方自体がもう既に時代遅れで、このコロナに対応するというところを重点的に考えるのであれば、そういったことはちょっと改めていかないと、本当に機動力のある予算の使い方というのができていない。はっきり言いまして。その辺は答弁は結構ですから、鈴木からそういう意見が上がりましたということを財政当局、上層部にお伝えいただければと思いますので、望月部長よろしくお願いします。

○望月教育部長　議員から御指摘いただいた内容につきまして、財政のほうに詳しくお伝えしたいと思っております。スポーツ振興課で今御案内しました水郷プールの子供と親の同伴分の利用については、この交付金の活用ということで充てたわけでございますが、一方で国から下りてくるお金の額が決まっておりますので、どんな事業に充てるかという部分で担当課としても希望した部分に充てていただけないケースもあるわけでございます。結果的にこのプールの利用がちょっと少なかったということで、交付金が十分に活用できなかったというのが実態でございます。全体的なそういう効果的な国の交付金の活用という面で、十分今後検討していかなければならないと思っておりますので、財政のほうと私どもと協議をしていきたいと思っております。

○下村委員長　鈴木委員、今お話した内容は、できれば予算決算委員会の歳入の全体会の時にでもお話をしていただけるようにというふうに思いますので、よろしくお願いします。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、市民体育祭開催委託料の補正予算（案）、体育施設維持管理事業について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料１５をお願いします。市民体育祭開催委託料の補正予算です。例年ですと、１５の小学校区で開催されている市民体育祭、今年度も全ての地区で中止となりましたので、委託料６４３万５，０００円全額を減額するものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、体育施設の光熱費推移費に係る補正予算（案）体育施設維持管理事業について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料の１６をお願いします。体育施設の光熱水費に係る補正予算でございます。ほかの施設と同様、八つの体育施設の電気料金が当初予算では

不足が見込まれますので、３０３万４，０００円を歳出増とするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、霞ケ浦文化体育館管理委託料の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料１７をお願いいたします。霞ケ浦文化体育会館管理委託料でございます。こちらはコロナの影響でフィットネス教室などの講座中止に伴い講師謝礼の減などにより不用額が見込まれますことから、委託料１０３万２，０００円の歳出予算を減額するものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、水防プール管理委託料の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○大橋スポーツ振興課長　資料の１８をお願いいたします。水郷プール管理委託料でございます。今年度の水郷プールの営業に当たりまして、飲食売店を急きょ外部委託したことによって食材費や賃金等の減により不用額が見込まれますことから、委託料１０１万８，０００円の歳出予算を減額するものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○福田委員　水郷プールに出店するわけですよね。業者とすれば。これは委託しているということは、出店を頼んだということになるのですか。

○大橋スポーツ振興課長　おっしゃるとおりでございまして、直接飲食売店等を事業団で行っていたものが、職員が療休になってしまいまして、できなくなってしまったことから、急きょ外部に委託したというものでございます。

○福田委員　ということは、いわゆる出店料みたいなものは頂かないということなのですか。

○大橋スポーツ振興課長　出店料と言いますよりは、売り上げの何％という形で事業団の収入になっております。

○下村委員長　ほかにありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結について執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックス１９－１をお願いいたします。議案関係４番、神立小学校長寿命化改良事業の補正予算（案）において増額補正をお願いしたところでございますが、同じようにこちらの案件と関連がございまして、工事を進め

る中で追加工事が生じたため、請負工事契約について変更するものでございます。１の工事名称及び２の工事場所につきましては、記載のとおりでございます。３の工期につきましては変更なく、令和５年３月１５日までとなってございます。４番、契約金額につきましては、当初の契約であります変更前が税込み３億１，２４０万円。今回の増額８９２万１，０００円を加えまして、変更後の金額が税込み３億２，１３２万１，０００円、約２．８％の増となるものでございます。５番、契約の相手方は、現在施工中の株式会社山本工務店となります。６番、変更内容でございますが、先ほどの補正予算（案）で御説明をさせていただきました内容と重複いたしますが、一つ目、外壁既存塗膜剥離の改修。二つ目、１階床下の点検孔改修及び床下の欠損部補修。三つ目、バスケットゴール下地製作が設計変更の主な内容でございます。参考資料としまして主な追加工事の項目の箇所につきまして、詳細説明を先ほどの補正予算の資料と同じでございますが、１９－２、同じく１９－３に立面図、１９の４に平面図を掲載させていただきました。

○下村委員長　塚原委員から以前にお話があった階段の件については、どのようになっているのか。御説明いただければ有り難いのですが。

○塚本教育総務課長　前回、塚原委員から説明のありました階段の部分の補修になりますが、こちらの部分は当初の計画において改修を予定してございます。

○下村委員長　ほかにありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、その他に移ります。（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会について執行部より御説明願います。

○塚本教育総務課長　サイドブックス資料は資料２０をお願いいたします。（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会について御報告をさせていただきます。令和４年８月、地域住民、保護者が納得、賛同できる候補地での統合小学校建設に向けた協議を進めることを目的に、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会を発足し、これまで３回にわたり慎重な審議を行ってまいりました。この度、検討委員会としての建設候補地（案）がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。なお、今後は検討委員会の瀧委員長より教育長へ提言書の提出を予定してございます。１の建設候補地（案）でございますが、検討委員会では原案を含めましてダイユーエイト西側（案）、上大津東小学校北側拡張（案）、上大津東小学校東側（案）の４か所について検討した結果、上大津東小学校北側拡張（案）が全会一致でまとまりました。その選定理由としまして、２の黒ポチ一つ目、通学路の安全対策として国道３５４号線を横断し、通学する児童に対し通学バスにより安全確保が図れること。また、費用においても抑制できること。二つ目、これまでどおり

効果的な小中一貫教育が実践できること。三つ目としまして、経済性については、ほかの案と比較して支出を抑えることが可能であること等を踏まえ、総合的に判断してございます。３番、開校までの今後の主なスケジュールにつきましては、１２月早々に瀧委員長から統合小学校建設候補地についての提言書が提出予定されております。この後、今年度中に基本計画の見直しを予定してございます。令和５年度以降につきましては記載のとおりで、令和１０年４月を開校予定としてございます。

○下村委員長　委員の皆さん、質問等ありますか。

○塚原委員　この北側（案）の時のこの真ん中に通っている道路がありますが、これはどのような形になるお話になっていますでしょうか。

○塚本教育総務課長　そちらの既存の道路につきましては、廃止の予定でございます。改めて一番西側のほうに道路を付け替える予定でございます。

○塚原委員　分かりました。

○下村委員長　ほかにありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、パブリックコメント実施案件について執行部より順次御説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料２１ページをお願いいたします。パブリックコメント実施案件の案件Ｎｏ．１、第５次土浦市生涯学習推進計画（案）に係るパブリックコメントにつきましては本年度で第４次計画が期間満了となることから、翌年の令和５年から１０年間を計画期間とする第５次計画を現在作成しております。生涯学習推進協議会において御協議いただきまして、素案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものです。計画の趣旨、実施期間は記載のとおりでございます。なお、計画案につきましては、後程サイドブックスのその他資料に掲載をさせていただきます。

○武藤図書館長　つづきまして、案件Ｎｏ．２の第３次土浦市立図書館サービス計画（案）に係るパブリックコメントでございます。本年度第２次計画が期間満了となりますことから、第３次計画の策定に当たりまして素案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものでございます。趣旨及び実施期間につきましては、記載のとおりでございます。

○中澤文化振興課　つづきまして、３番目の土浦市文化財保存活用地域計画（案）につきましては、今年２月の事前文教厚生委員会の主要事業説明の中で御説明させていただきました。令和３年度からこれまでに協議会委員１６名による会議を６回開催し、この度、同計画の素案がまとまってまいりましたので、パブリックコメントを行うものです。趣旨及び実施期間は記載のとおりでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、令和４年度子ども図画・習字展について御説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料２２をお願いいたします。令和４年度子ども図画・習字展についてでございます。土浦市子ども会育成連合会と市で共催をしております子供たちが夏休みに作成いたしました図画・習字の作品をアルカス土浦１階の市民ギャラリーにおきまして、１２月８日から１８日の期間で展示をいたしますので、是非御覧いただきたいと思います。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○福田委員　これは表彰といいますか、金賞とか銀賞とか、そういった賞は付けるのでしょうか。

○佐賀生涯学習課長　表彰につきましては、低学年の部、中学年の部、高学年の部、中学生の部で優秀賞、更には最優秀賞の方を表彰するものでございます。なお、表彰式につきましては１２月１０日を予定してございますが、コロナの関係で表彰される方等関係者のみの少人数で行いたいと考えております。

○下村委員長　ほかにはありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、令和５年土浦市二十歳のつどいについて執行部より御説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料の２３をお願いいたします。令和５年土浦市二十歳のつどいについて説明させていただきます。成年年齢の引下げに伴いまして名称を成人式から二十歳のつどいに変更させていただきました。期日は令和５年１月８日、場所はクラフトシビックホール土浦でございます。昨年度は２部制で開催しておりましたが、コロナウイルス感染対策を十分に周知することで今回は１回で開催をさせていただく予定でございます。委員の皆様には後日参加の御案内をさせていただきますので、御出席いただけますようお願いいたします。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザルの実施について執行部より御説明願います。

○武藤図書館長　資料㉔をお願いいたします。土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザルの実施について御説明いたします。目的でございますが、現在図書館ではカウンター業務や電話応対などの一部業務を民間に委託し、民間のノウハウを活用した図書館サービスの充実と効率的、効果的な運営を図っております。引き続き図書館サ

ービスの充実を図るため、公立図書館の運営実績や企画力など価格以外の要素を総合的に判断することができるプロポーザル方式により業者を選定するものでございます。委託期間につきましては、令和５年４月１日から令和８年３月３１日の３年間となっております。選定委員、選定スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員　現在も委託で運営していますよね。差し障りがなければ、業者名はどこでしたでしょうか。

○武藤図書館長　現在、図書館流通センターに委託しております。

○鈴木委員　今運営しているところがどうのこうのではないのですが、今回プロポですると、プロポは非常に公平性があってというようなところがある一方で、実際にプロポに誰が何点入れるかというのは個人の主観になります。それで、選定委員が教育部長を筆頭に全部図書館に関係している職員がプロポに当たると、今まで図書館流通センターなどで同じ職場で働いていて、顔なじみになっている人達が選定委員にほぼ全員入っているということで、本当に公平な選び方ができるのだろうかという懸念があります。その辺についてはどのようにお答えしますか。

○武藤図書館長　現在、業務委託しているところでございますが、職員が図書館運営にするに当たってどのように運営したら良いかというところは日々考えておりますので、その中でどのような業者の方から運営について提案いただくか審査していければと思っております。

○鈴木委員　望月部長、何か御意見。今の質問に対してよろしくお願いします。

○望月教育部長　基本的に業務委託プロポーザルにつきましては、市全体のガイドラインというものを設けてございます。そちらのガイドラインに沿った形で各所管の業務のプロポーザルが行われているということでございまして、鈴木委員おっしゃるとおり内部の職員だけで公平性が保てるのかという部分でございますけれど、現行のプロポーザルの中で内部だけでやっているもの、それから、外部の専門性のある方を入れてるものということで、それぞれその業務に応じた形でプロポーザルの選考委員も要綱に基づいて設定をしているものでございますけれど、公平性という部分はいずれにしても一番大事なところになります。プロポーザルのこの仕組み自体が非常に細かく評価項目を詳細に厳密に設けてありまして、評価項目などを公開して公募する形で提案をいただく内容になってございますので、決して内部だから顔なじみだからというような御心配はなく、公平性と透明性が高められた中できちんと評価されて選定されるものというふうに考えてございます。

○鈴木委員　きちんと評価をして公平な判断というのは当たり前のことであって、こ

のプロポの結果については取ったところの部分は公表されるけれども、今までどのプロポやっても私たち議員にも提示されてないのです。落ちたところが不満があっても、それも言うところもないと。そこに来てこの身内ばかりの選定委員というのはいかがなものかと思いまして。せめて半数は外部の専門的な知識を持った方を入れてしかるべきではないかと思うのですが。選定委員は、もう決定しているのですか。

○武藤図書館長　今後、選定委員会を開催しまして正式にということになります。委員はこの６名で。

○鈴木委員　６名を決定する権限はどこにあるのでしょうか。

○望月教育部長　業者選考につきましては、全て本庁のほうで選考委員会という組織が副市長頭にございまして、その中で協議されて決定されているものでございます。

○鈴木委員　他市でも談合とか随契とかでいろいろ新聞に載っているような案件が出ているのは、役所の職員さんも分かっていると思います。その中でこういう身内だけのプロポをやって、身内だけの選考委員が決定するプロポというのが外から見たときに本当に透明性はないのですよ。プロポは。ある意味点数を誰がつけるかというのはブラックボックスに入ってしまって、私らは分からない。さっき言った評価基準もどういう基準で評価されていくか、私達が公表されてこない中での選定業務なので。どこが選ばれても良いのです。より良い運営ができるところが選ばれてくれれば良いのですが、せめて外から見たときにこれは公平性が高いジャッジができる人たちだというところに選定委員を置かないと、調べるほうの目線でいったら皆身内なのではないですかという見方をされますよ。これが決定事項でないならば、もう１回考え直した方が私は市長のためになると思います。

○望月教育部長　鈴木委員からの御指摘につきましては、そういった見方もあるというようなことで私も理解してるところでございます。選考委員については既に今回決めてある状況ですけれども、今後プロポーザルにつきましては多々いろいろな事業について行われることも考えられますので、今御指摘の点につきましては選考委員会の中で御意見として踏まえまして今後のプロポーザルの適正な運営をしていくということで、協議をしていきたいというふうに考えております。

○下村委員長　つぎに、土浦市立学校長期欠席児童生徒の現状（９月）について執行部より御説明願います。

○田上指導課長　ただ今から土浦市立学校児童生徒の長期欠席不登校の現状について、資料を基に説明をいたします。資料の２５を御覧ください。まず不登校の定義ですが、国は学校基本調査において不登校を何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由を除くものとするとしており、日数的には年

間で３０日以上の欠席がある者が該当いたします。細かな分類等については、資料の下段に参考としてお示しをいたしました。不登校は長期欠席者の一つとして扱っております。ほかには病気、経済的理由、コロナ回避、その他の五つに分類されています。今年度９月の市内小中学校の不登校の現状についてですが、１０日以上の児童生徒数を示す欄を比で左側に示しました。茨城県では年間１０日以上の欠席をした者から、動向を注視する意味で報告を義務付けております。一般的に不登校は先ほど申し上げましたとおり年間３０日以上の欠席をしたものになりますので、表の右側の３０日以上の数値で説明をいたします。市内小学校の９月末での不登校児童数は８７人で、前の月より１６人の増加がありました。不登校の出現率は１．３７％で、前の年の９月が０．９３％でした。ただし、前年度の９月は新型コロナの感染拡大に伴い丸１か月を臨時休校として出席停止といたしましたので、参考として学校再開後の１０月のデータをお示しいたしますと、１０月は小学校１．１６％の出現率となっております。つぎに、市内中学校の９月末での不登校生徒数は１７２人で、前の月より２６人の増加がありました。出現率は５．４０％で、前の年の９月が３．８７％、前の年の１０月が４．４９％で、１％近く増加していることが分かりました。ちなみに、今年の９月の小中学校の不登校出現率を県及び国の公表しているデータと比較いたしますと、小学校の県の公表値が１．５７％、国の公表値が１．３０％でございました。本市の値は国よりは若干高めですが、県よりは低い値となっております。つぎに、中学校ですが、県の公表値が５．４４％、国の公表値が５．０％となっており、小学校とほぼ同じような傾向が見られました。資料１枚目の中段には今年の４月からの推移をグラフでお示しをいたしました。昨年度と比較をいたしますと、小学校でも、中学校でも８月から９月にかけて不登校数が増加していることが分かります。つづいて、資料の裏側２枚目を御覧ください。傾向と分析をお示しいたしました。小学校の不登校児童の理由ごとの割合は学校に理由があるものが５％、家庭に理由があるものが２９％、本人に理由があるものが６６％、該当なしに当たるものが０％でした。中学校の不登校生徒の理由ごとの割合については、学校に理由があるものが５％、家庭に理由があるものが７％、本人に理由があるものが８８％、該当なしが０％でございました。小学校、中学校いずれもＢの家庭の理由とＣの本人の理由で休んでいる児童生徒が多い傾向がございます。細かく見てまいりますと、家庭の理由で不登校になっている小学生は家庭環境の急激な変化が理由になっているものが２４％、親子関係が７％、家庭内の不和が０％でございました。また、小学校の本人の理由で不登校になっている割合は、生活の乱れ、遊びが１１％、無気力や不安が４６％でございました。中学校で見てみると、Ｂの家庭では、家庭環境の急激な変化が４％、親子関係が４％、家庭内不和が０％でした。本人の生活の乱れ、遊び、非行が１６％、無気力、不安が６７％となっ

ております。以上のことから、９月は夏休み明けということもあり、学校生活のリズムが取り戻せず、不安感や焦りから登校を渋ってしまうケースやインターネットの動画やゲーム等の遊びにはまってしまうお子さんが一定数いたことが分かります。コロナ不安の欠席については基本的に出席停止の扱いとなるため、出席簿上は欠席日数には計上しないこととなっておりますが、元々別の理由で不登校傾向であったお子さんが年度の途中でコロナ不安を新たに訴えて登校を渋るというケースが増えている傾向がございます。いずれにいたしましても、本市の不登校児童生徒の出現率は高い状況にあることから、全ての学校においてこれ以上の新規の不登校児童生徒を出さないように個別に対応していく必要があると考えております。つづいて、中段の主な対応策としてお示しをしたものを御覧ください。アンダーラインを引かせていただいた部分が重点の対応となります。ここで大切になってきますのは、学校が不登校のお子さんとの関係を切らないように担任任せにするのではなく、積極的に管理職等も関わる組織での対応を推進すること、そして、学校に登校しないという選択をしている本人の意思を尊重しつつも将来的な本人の社会的な自立のサポートについて、オンラインや放課後登校校内フリースクール等の選択肢を複数設けた上で本人に選ばせ、支援をしていく体制を今後も構築していきたいと考えております。特に学習保障については資料下段にもお示しをしましたが、本人の状況に合わせて柔軟に対応できるよう、今後も丁寧に進めてまいりたいと考えております。最後に、新型コロナウイルス感染症に感染されたお子さんでコロナの後遺症によって不登校になってしまったケースは、現在のところ本市ではおりません。しかしながら、コロナの感染状況は現在も厳しいものがございますので、今後も引き続き感染状況の把握と罹患後の後遺症等について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　分かれば教えていただきたいのですが、実際小中学校で３０日以上今まで継続して休んでいる方が何人ぐらいいて、飛び飛びで週に月曜日が来ないとか、週明けが来ないとか、そういうのがあるかと思いますが、大体連続して休んでる方の割合はどのくらいになりますか。

○田上指導課長　この中段１枚目の中段にお示しをしましたこちらの数が推移というような形になっているところなのですが、毎月４月からカウントを始めて最初の３０日以上に到達するのが５月になります。この５月のところから６月、７月、８月と継続して休みを増やしていくお子さんと、あと新規で３０日に到達するお子さんというのがおります。申し訳ございません。現在手元に個別の資料がありませんので、後程お知らせを差し上げたいと思います。

○塚原委員　結果的に途中で出てくるお子さんですと、比較的まだ学校へ来ようとい

う気持ちといいますか、そういうのが見受けられる。やはり長期でずっと休んでいる方とは対応がちょっと違うのかなというふうに思いますので。お時間のある時でいいので、資料をいただければと思います。

○田上指導課長　資料を整えて御用意したいと思います。

○目黒委員　原因としまして本人の割合が非常に多いのですが、起立性調節障害、また発達障害により学校に行きづらいということもあるかと思うのですが、そういった特殊な理由については詳細に把握はされているのでしょうか。

○田上指導課長　ただ今御質問いただいた件でございますけれども、発達障害の傾向があるお子さん又は起立性障害等のお子さんで不登校傾向になっているお子さんが詳細に何人いるのかについては今手元には資料ないのですが、後程お知らせすることができると思いますので、お時間をいただければと思います。

○目黒委員　数も大事ですが、その際の対応の方が大事だと思うので、後程で結構ですので、お伺いしたいと思います。あと、家庭環境につきましても、こちらは最近取り上げられてるヤングケアラーの原因もあると思いますが、こちらも認識されていますでしょうか。

○田上指導課長　家庭環境につきましては、各学校でそれぞれつぶさに個別に対応させていただいているところですので、どのような相関関係や因果関係があるかについては各学校とも個別に連携を図りながら指導体制を整えているところでございます。個別のケースについてにはなりますけれども、お話することができるかと思います。

○目黒委員　緊急性のある場合もあると思いますので、自治体によっては最近そういったヤングケアラーに家事支援をするというところも出てきてますので、是非調査をよろしくお願いいたします。つづきまして、対応策として民間のフリースクールです。私も実際に不登校の親御さん、保護者の方から民間のフリースクールはどこにあるのですかと聞かれたことがありますが、その次に校内フリースクールと書いてありますが、市内の学校全てに設置されているのでしょうか。

○田上指導課長　校内フリースクールにつきましては、市内にあります義務教育学校後期課程全てに設置をされております。

○目黒委員　小学校はないですか。

○田上指導課長　小学校のほうでは、現時点では正式に校内フリースクールというような形で別室を設けているというのはないのですが、保健室の機能の中にそういった子供たちをケアする部分を設けているというのが現状でございます。

○目黒委員　あと、実際こういうことが起きることで想像するに、休みますと連絡があると思いますが、その先保護者からの相談がなくてそのまま長期の不登校になるのかなと。そういったケースもあると思うのですが。実際不登校の生徒児童の保護者の

方から継続的に相談等はございますでしょうか。
○田上指導課長　保護者の方から相談を受けている件数はたくさんございまして、継続的に担任又は各学年でその保護者の方に寄り添いながら対応策について連携を図って協議をしているところでございます。
○目黒委員　その中でも実際に相談がない場合は、訪問等はきちんと対応されていますでしょうか。
○田上指導課長　保護者の方から連絡がない場合でありまして、学校のほうから家庭訪問等を実施をして保護者の方に連絡面会ができない場合には、何らかの形で保護者の方に御相談申し上げられるように体制を整えているところでございます。
○目黒委員　あと、虐待とか親が原因で行けないという可能性もあると思いますので、児童相談所とかも連携されていると思いますが、引き続き対応をきめ細やかにお願いいたします。
○矢口委員　フリースクールの件について同じく質問します。２枚目の資料の対応策の中でフリースクールということが触れられています。その次の学習保障という部分もありますが、この民間のフリースクールに関してきちんとした学習の保障ができているのかという部分を１点だけお答えいただきたいと思います。
○田上指導課長　学習保障についてですけれども、民間のフリースクールの学習の状況については各学校の学校長、該当するお子さんがいる学校長がその民間のフリースクールの方に連絡をとりまして、どのような体制で学習しているのかということの把握をしております。その把握をすることや保護者と学校で連携を図らないと登校の扱いにできなくなってしまいますので、そういった観点からただ言ってるだけではなくて、どのような学習をどんなふうに進めているかを確認をする体制を整えているところでございます。
○矢口委員　引き続きこの点は注意してお願いしたいと思います。
○田上指導課長　そのように今後も続けてまいりたいと思います。
○下村委員長　ほかにはありますか。
（「なし」という声あり）
○下村委員長　つぎに、土浦市の部活動の地域移行について執行部より御説明願います。
○田上指導課長　土浦市における中学校部活動地域移行についての説明を差し上げたいと思います。資料の２６番をよろしくお願いいたします。資料の２６は１と２の２部構成になっておりますので、よろしくお願いいたします。文部科学省では生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進してまいりました。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、

中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において部活動学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されております。これらのことから、今般の部活動改革は部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら段階を踏んで着実に実施することにより、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものでございます。資料２６の最初のページを御覧ください。部活動の意義をざっくりとですがお示しをいたしました。部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動であるとともに、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の場でもあります。部活動は、多様な生徒が活躍できる場として豊かな学校生活を実現する役割を有しております。右側には部活動の課題をお示ししました。現在、生徒数の減少が深刻になっており、団体競技の中にはチームの編成に影響が出始めていること。部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であるにもかかわらず、今まで教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因となっていること、指導経験のない教師にとっては負担感が非常に大きいことなどがございます。これらを踏まえて国から示された部活動改革の方向性が中段にあります緑色の囲みでございます。まずは段階的に休日の部活動を地域移行すること、生徒の多様なニーズに合った活動機会を充実させること、地域のスポーツ団体との連携協働を推進することなどが示されました。これらの国の改革の方針を受けて、茨城県においても部活動改革の目標と今後の取組が掲げられました。中段の下、黒色になっているところの左側が茨城県の示す部活動改革の目標になっております。そして、その右側が今後の取組の予定でございます。このページの右上にありますように、国及び県は部活動の地域移行のスケジュールを令和５年度から令和７年度末までを改革集中期間として定め、地域の実情に合わせながらも改革を進めるよう市町村に求めているところでございます。それでは、ここからは土浦市の部活動の現状について説明をいたします。資料２６－２を御覧ください。こちらの表は、令和４年度の土浦市中学校部活動所属数の一覧でございます。今年の５月末での調査になりますので、各学校の部員数は３学年分の数値になりますので御留意ください。全２４の競技種目の中で部員数が多いのはテニス部及び卓球部でございました。一方、野球部とサッカー部の２競技は部員不足により複数校で合同チームを結成して活動をしております。例えば野球競技では新チームとなった１１月現在、第一中学校と第五中学校と新治学園の３校で合同チームを結成し、その３校の部員数が合計で１８人となっております。また、三中と六中と都和中の３校が合同チームとなっており、こちらも合わせて１３人の部員で活動を行っているところでございます。また、人数不足により拠点校での部活動を希望している種目が剣道部と新体操部でございます。特に新体操競技は指導に高い専門性が必要な競技であるため、二

中と四中の２校では学校からの要望で外部から部活動指導員を招いて平日の部活動指導を行っています。それでは、資料の２６－１、２ページ目にお戻りください。部活動顧問職員数の一覧でございます。部活動に従事する教員の負担を平準化するためには一つの部活動を複数の顧問で担当する複数顧問制度が有効ですが、現在ほとんどの学校で教員の数の２分の１より部活動数が上回っているため、複数顧問制度が完全実施できていない状況がございます。教員の中には１人１顧問にならず、掛持ちをせざるを得ない状況や複数配置になっていても実質１人で指導するしかない場合もございます。その下にお示しをしましたグラフは、市内の小学校の教員と中学校の教員の１か月当たりの平均超過勤務時間の割合でございます。小学校の平均超過勤務時間が３８時間であるのに対し中学校の教員の平均超過勤務時間は４８時間という結果が出ました。その差の１０時間には部活動の従事時間も含まれているものと考えられます。つづきまして、２６―１、３ページを御覧ください。土浦市の部活動の地域移行について説明をいたします。今まで説明を申し上げましたものを踏まえまして、土浦市では令和７年度末までに休日の部活動を学校から地域スポーツ文化活動に移行することを目指しております。冒頭に述べましたように部活動は学校教育の一環として生徒にとって有益な教育的意義を持っており、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成や多様な生徒が活躍できる豊かな学校生活を実現する場でもあることから、今回の部活動改革に関しても急激な制度改革は行わず、部活動の意義や機能をできるだけ持続可能な形で残していく方法を考えております。左側の図を御覧ください。本市では休日の部活動を地域スポーツクラブ、文化芸術クラブの名称で競技種目ごとに拠点校を設け、そこに複数の中学校から生徒を集めて活動を行う予定でございます。配置される指導者は学校、市教育委員会とは別の支援団体の事務局が運営する人材バンクから派遣をいたします。人材バンクへの指導者の登録には指導を希望する教員、兼職兼業になりますけれども、指導を希望する教員や部活動指導員、地域の人材を想定をしております。指導者についてですが、学校の働き方改革の推進の観点から休日の教員の参加はできる限り行わないのが理想です。しかし、本市としましては休日の地域移行に際して部活動の持つ意義を尊重するために急激な制度改革は行わず、部活動の機能をできるだけ持続可能な形で残していきたいと考えています。そこで、移行期の初期段階では休日の指導を希望する教員の兼職、兼業による活動参加を認めて、休日の地域スポーツ文化活動を展開していくことで制度が大きく変わることによる生徒や保護者の不安を和らげていきたいと考えております。将来的には教員から地域の人材に指導業務を継承していけるような指導者の公募等の事務局運営を行っていく考えでおります。この地域スポーツ文化芸術クラブの事務局の活動として、右側にお示ししたプログラムは将来的にこの辺りまで実現できると良いなと考えて

いる理想でございます。こちらについては、本市を取り巻く状況や情勢、他自治体の動向等を見極めながら検討委員会での議論を重ねながら慎重に進めていかなければなりませんので、現時点では未定となっております。最後に、令和４年度における移行準備の内容について説明をいたします。市内の全市教職員に対して地域移行についてのアンケートを実施しました。準備が整い次第、児童生徒、保護者からもアンケートを実施したいと考えております。平日部活動の複数顧問制度の完全実施のための部活動数の整理を検討してまいります。その際には休日に拠点校化する競技種目も併せて決定をしてまいります。また、今回の部活動の制度改革について生徒や保護者に対しての丁寧な説明が必要となりますことから、それらに向けての準備も進めてまいります。さらに、部活動顧問の複数顧問配置の計画及び部活動運営方針の改定を行っていく予定でおります。まとめになりますけれども、今回の部活動の地域移行は生徒主体の生徒のための改革にならなければならないと考えております。そのためには、移行期間中の成果や課題を見極めながら地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現や学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上となるよう、関係者による議論を重ねながら段階的、計画的に取組を進めていくことが今後も必要になってくると考えているところでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　今の最後に田上課長からお話があった生徒主導の主体の部活動でなければならないというふうに思いますし、学校間が統合してのクラブ活動となると、今度保護者の皆さんの負担も大分増えてくるというふうに考えてます。実際私も土浦第三中学校のバレーボールを木曜日に見させていただいております。保護者の方も来ていただくのですが、結局どこかで統合するとなると、送迎の時の交通安全はどうなのかとかいろいろ含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますので、実際この委員会を立ち上げるなり、今市のほうでこの策定をしていただいてると思いますが、検討委員会には一般の指導者や地域の保護者の方、そういう方も入れるというお考えになりますか。

○田上指導課長　検討委員会のメンバーでございますが、今委員から御指摘がありましたように地域のスポーツに携わってる方々ですとか、ＰＴＡ保護者の代表の方、そういった方々の意見は大変貴重でございますので、そういった方々も念頭に置いて招集をかけたいと考えているところでございます。

○塚原委員　そちらをちょっと入れていただいて、いろいろな御意見を聞いていただいて。廃部となるとその運動をしたかったけれどできないとか、ただそれだけを取り上げているとなかなかこの改革も進まないと思いますが、全体のお話を聞いていただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○目黒委員　土浦市のスポーツ協会にはいろいろな種目があるのですが、スポーツ協会とその部活動の関わりは今後御検討されますでしょうか。

○田上指導課長　先ほど申し上げました中で、最初この急激な制度変更にならないように、休日の部活動移行についてはまずは兼職兼業で希望する教職員で引き継いでいくという話を申し上げましたけれども、やはり地域の子供たちは地域の方々に見ていただくのが自然であると考えますので、そういったスポーツ協会の方々であるとか、地域でスポーツ活動に従事している方々に指導業務について御一緒に、また、継承していくというような制度を考えているところでございます。

○目黒委員　これは教育長や教育部長にお願いしたいのですが、こういったことの制度改革によって先生方の職場で非常にまた煩雑なことが増えていくわけですね。そういった時の働き方改革を今進めている上で、また先生方に負担が掛かっていくのかなと。そういったことを避けるためには、移行準備のための専門的な職員が必要だという感じはするのですが。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○入野教育長　先ほど課長が申し上げたとおり概要はそのとおりでございますが、お話が非常に難しい制度でございます。狙いは課長も申し上げましたが、生徒にとって望ましい部活動、期待される成果が引き続き踏襲されるように、持続可能なということがありました。ややもすると、教職員の負担軽減という２次的なそういう成果であります。それが前に出がちな、そういう雰囲気もございます。私どもでは地域移行になっても、あるいは平日も将来そういうふうな噂もありますが、なっても子供たちが望ましい部活動を多く体験できるということを中心に考えていかなければいけないと思います。委員長からございました非常に難しい制度、各委員からもいろいろな関係者、地域の関係者、民間の方々を議論の中に入れてみたらどうかという、まさにそのとおりだと思います。事務局にありましても理想系が資料２６の３枚目に支援団体、法人格を持ったと今理想を描いておりますが、ここまで至るかどう分かりません。この支援団体受け皿を作る予定でおりますが、市役所内部にプロジェクトチームを作って、必要な組織、人員増員等を検討しております。そういった体制を強化しまして、民間の活力も活用しながら制度設計を進めていきたいとそのように考えております。

○下村委員長　以上で提出された資料の説明は終了しました。ほかに執行部からありますか。

○田中学務課長　資料等の配布はなく口頭での御報告となります。令和４年９月議会の事前文教厚生委員会において小学校口腔衛生推進事業、フッ化物洗口の実施について、本年度、市立小学校１校モデル校と選定して実施すると報告させていただきました。その際、選定校につきましては現在学校側と調整中と説明しましたが、都和小学校に決定したことを御報告いたします。

○下村委員長　委員の皆さんから執行部に何かありますか。

○鈴木委員　この前こども未来部の部長から報告があって、少し違和感を持った部分があるのでお尋ねします。真鍋小学校の現在放課後児童クラブが使っている東側校舎の耐震性の問題で、こども未来部の部長からおそらく各委員さんにあったと思うのですが、校舎の管理というのはそもそも教育委員会だと思います。なぜ教育委員会から一言も説明がなかったのか。それとも隠しているのか。どっちなのでしょう。

○塚本教育総務課長　隠しているつもりはございませんでした。今回、真鍋小学校の東部分につきましては建築の部分が３区画に分かれておりまして、こども未来部の使用している部分につきまして今後長寿命化ということで事前の耐震補強の関係で耐震の関係で調査したところ、数字が低く出まして、その説明をこども未来のほうにさせていただいて、こども未来部のほうから放課後児童クラブを移転するということでお話があったものと理解してございます。

○鈴木委員　私も文教厚生委員は長いのですが、私の理解としては市内の小中学校の校舎は全て耐震の診断も終わって、必要なものは長寿命化なり耐震補強をしてきたという理解でいたのです。だから、現在の教育長や部長、課長には責任はない話ですが、何でそこの部分が漏れてしまったのかというのは分かっていますか。。

○塚本教育総務課長　東校舎につきましては新耐震基準後に建てた建物ですので、そもそもの耐震補強の部分について耐震診断はしてございませんでした。

○鈴木委員　新耐震の基準後に耐震性のないものを建てたということですか。

○塚本教育総務課長　新耐震基準で建ててはいたのですが、今回は長寿命化をするに当たりまして改めて、く体等の劣化度を測るために検査をしたところ、劣化が著しかったというところでございます。

○鈴木委員　ということは、当時の完了検査等、新耐震基準には合っていたと。それで、今回再調査をしたら、劣化が激しかったということなのでしょうけれども、現在の技術を持ってしてそんなことがあるのだろうかという疑問もあります。だから、検査の部分でどのような完了検査をしたのか私たちは知る由もないのですが。その間、実際にその基準に満たされていない校舎で子供たちが何年も過ごしていたわけです。先ほども話が似たようなことで出ていますが、学校というのは教育委員会が持ち物は管理しているので、それをこども未来部が借りている。要は大家さんは教育委員会で、たな子がこども未来部。こども未来部ができたばっかりの部で、古いことなどは分からないわけです。こども未来部の部長からこうだったと、教育委員会から改めてこういうわけで真鍋小学校の耐震基準の部分に問題がありましたという説明がなかったことで、今日も私がこれを出すまでに説明をしようともしなかったと。教育委員会から何か話があるのだろうと思って待っていたのですが。

○望月教育部長　委員からの御指摘でございますけれど、こども未来部のほうで児童クラブとして使っている場所だということもございまして、当初から私ども教育委員会とこども未来部のほうでこの対応について相談してきた経緯はございます。委員からの御指摘とおり、私ども教育委員会で所管している建物でありながら説明が抜けてしまったのは大変申し訳なく思っております。緊急性という部分で、まずは議員のほうに未来部のほうで今後の活用方法も含めて御相談をさせていただきたいということでございまして、そういった説明、我々の部分も含めて未来部にお願いした経緯でございましたけれど、改めて我々のほうで説明するべき内容であった点については大変申し訳なく思っております。以後こういうことのないように注意したいと思います。申し訳ございませんでした。

○鈴木委員　部長が謝るところではないところで謝っていただいて、非常に申し訳ないです。ただ、今回の経緯が分かってしまった以上、小学校のＰＴＡや子供たちにも周知されてることでしょうから。その新耐震基準に何年度に工事をしましたから、今回に至るまでの経緯の報告書を簡単な箇条書きの時系列で構いませんので、それを作っていただいて、本委員会のその他でも良いですから、報告を教育委員会からいただきたいということを要望いたします。

○望月教育部長　詳細な資料を作成しまして、本委員会の時に御提出させていただきたいと思います。

○鈴木委員　それと同時にもうないですよねというのが非常に心配なので、その辺も併せて確認作業をお願いいたします。

○望月教育部長　可能な限りほかの施設についても、その間調べさせていただきたいと思います。

○下村委員長　議員の委員の皆さん何かほかにありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　以上で教育委員会から提出されたものについては終了いたします。委員の皆さん少々お待ちください。行革デジタル推進課から説明があります。

（執行部入替え）

○下村委員長　それでは、デジタル行革デジタル推進課から土浦市公共施設等再編・再配置計画（案）に係るパブリックコメントの実施についての説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長　サイドブックスの資料、土浦市公共施設等再編・再配置計画（案）に係るパブリックコメントの実施についてをお開きいただきたいと存じます。土浦市公共施設等再編・再配置計画（案）につきましては、今年度計画策定のための内部会議でございます検討会議と外部委員による策定委員会をそれぞれ３回

開催いたしまして今般計画案がまとまりましたので、土浦市パブリックコメント手続に関する要綱に基づき本計画案を公表いたしまして、市民の皆様から広く御意見をいただくため、資料にございますとおり本年１２月１２日から来年１月１１日までの期間でパブリックコメントを実施したいと存じます。公表や閲覧、対象となる方、意見の提出方法等につきましては、資料を御参照いただきたいと存じます。なお、意見の提出方法につきまして、これまでの持参、郵送、ファックス、電子メールに加えまして、本年７月より導入しております自治体向けのデジタル化ツールのＬｏＧｏフォームによりスマートフォン等から直接送信いただける方法を新たに設けさせていただいております。資料２ページをお願いいたします。２ページから５ページまでが計画案の概要となっております。説明させていただきます。まず本計画につきましては、昨年度に改定いたしました土浦市公共施設等総合管理計画において定めております本市の公共施設の施設量や、施設配置の適正化を推進するための実行計画といたしまして策定するものです。計画の対象といたしましては、資料の２対象施設、こちらにございますとおり総合管理計画での分類による１８８の公共施設としております。ページ右側３ページになります。計画期間は３ページの上部に記載のとおり、令和５年度から令和２４年度までの２０年間としております。計画の主な内容につきましては大きく分けますと、本計画における基本方針、今年度検討対象施設の配置方針、今後のスケジュール、以上の三つとなっております。まず本計画における基本方針につきましては資料の４基本方針のとおり、三つの最適化と財源の確保の両立による循環の創出、こちらを目標に掲げまして施設料の最適化、サービスの最適化、性能の最適化の三つの最適化を推進するとともに、そのための財源の確保に努め、それぞれの両立による循環を創出することで、ページの一番下にございます公共施設等総合管理計画において定めた三つの目標の実現を図ってまいりたいと考えております。資料４ページをお願いいたします。本ページの内容につきましては前回９月議会の事前委員会でも御説明させていただきましたが、今年度の対象を検討対象施設といたしまして資料の左上の５、早急に検討が必要な１０施設の選定に記載の施設を選んだ上で、６の配置方針の検討をその下の部分になりますけれども、こちらにございます１から４の事項の検討により配置方針の素案を作成しまして、その素案に対する市民アンケートを実施したところでございます。アンケートの結果につきましては、６の４ページの一番下のほうになりますが、資料下部の矢印付きの箱がございます。この中に記載がございますが、お答えいただいた方々のうち、約７割の方が素案の考え方の方向性で進めて良いとの回答でございました。この結果も踏まえまして、今年度検討対象施設の配置方針といたしまして資料右側５ページの７の検討対象施設の配置方針、こちらになりますが、今年度の検討対象１０施設の配置方針は素案のとおりといたしまして、

実施時期の目安と内容について付記させていただいております。最後に、今後のスケジュールでございますが、今回の１０施設を除きました残り１７８の施設につきましては来年度の令和５年度から令和７年度までの３年間で施設の配置方針を決定の上、総合管理計画、あるいは本計画の改定を行いたいと考えているところでございます。簡単ではございますが、以上が土浦市公共施設等再編再配置計画（案）の概要でございます。この計画案につきまして冒頭で御説明させていただきましたとおり、パブリックコメントを実施したいと存じます。

○下村委員長　市民アンケートを実施してアンケートの結果を踏まえたという、その市民アンケートというものは何か提示されましたでしょうか。。

○元川行革デジタル推進課長　特に今日資料としては御用意してございません。申し訳ございません。その素案に対する意見ということで、先ほどのフローの矢印の箱の中に記載があるとおり約７割の方がこちらの素案の考え方で進めて良いということで、それを受けてこの右側５ページにある計画配置方針としたという表記だけで、詳しい内容は資料をお持ちしておりません。申し訳ございません。

○下村委員長　皆さん何か御意見、あるいは質問ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　委員会所管が６施設ぐらいあるのかな。そういったことで結構気になりますが。なければこの程度といたします。ここで暫時休憩ということで、１３時からお願いいたします。保健福祉部とこども未来部となりますのでよろしくお願いします。

（午後０時１分休憩）

（午後１時再開）

○下村委員長　文教厚生委員会を再開いたします。ただ今より保健福祉部を行います。資料は、文教厚生委員会、令和４年、１１月２８日開催、保健福祉部をお願いします。議案関係に入ります。土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について執行部より御説明願います。

○塚本高齢福祉課長　資料①高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止についてをお願いいたします。本議会に提出予定でございます土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について御説明いたします。本案件につきましては、本年８月２９日開催の文教厚生委員会において高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止の検討についてということで御説明をさせていただきましたが、その内容と重複するところがございますが、改めて御説明申し上げます。まず所本条例の内容でございますが、国からの通知により昭和４８年に高齢者住宅整備資金貸付事業を開始するために条例を制定したもので、６０歳以上の高齢者が属する世帯の世帯に対する高齢者専用の居室等を増築又は改築

若しくは改造するために必要な経費の貸付けについて定めたものでございます。貸付けの限度額は３００万円で、保証人が必要になります。つぎに、これまでの実績でございますが、２の実績に記載のとおり１６２件の貸付件数がございました。近年の状況でございますが、介護保険制度が始まりました平成１２年４月以降は平成１４年と２１年の２件があったのみでございまして、ここ１０年以上は利用者はございません。なお、現在も償還中の方は３名おりまして、本年３月末現在で６５０万６，３６７円が未償還となっている状況でございます。条例廃止の理由でございますが、介護保険制度が始まりまして、介護保険の認定を受けた方については介護保険制度の住宅改修の利用が進んできていることや、介護保険制度に基づく高齢者の入居施設の整備が進み、居住施設が確保されたことなどにより利用者がいないことなどから事業を終了し、条例を廃止するものでございます。なお、今後高齢者が住宅貸付回収貸付制度の利用希望者がおりましたら、代替として茨城県社会福祉協議会の生活資金貸付制度の福祉資金を案内する予定です。また、現在償還中の３名につきましては、経過措置により引き続き返済を求めてまいります。最後に、県内他市の状況でございますが、水戸市、日立市、つくば市、石岡市、ひたちなか市でも同様の事業は廃止となっております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　この３名の方については、毎月少しずつ返済をされてるということで理解してよろしいですか。

○塚本高齢福祉課長　返済の納付計画をいただいてございまして、毎月催促はしているのですが、なかなか現実的にはきっちりお支払いいただけないという方もいらっしゃいます。しかし、粘り強くお声掛けをさせていただいているという状況でございます。

○下村委員長　ほかにありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、社会福祉施設管理運営事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○福原社会福祉課長　資料の②をお願いいたします。社会福祉施設管理運営事業の一般会計補正予算でございます。こちらはウララ２にございます社会福祉センターでございますが、現在原油価格高騰等に伴う光熱費の状況により大きな影響を受けていることでございます。今後、光熱費の予算不足が見込まれることから、指定管理料の増額補正をお願いするものでございます。事業の概要でございます。まず光熱費の現予算額が１，３５０万円、令和４年の４月から９月までの使用料が９３４万２，０００円でございます。差引残高が４１５万８，０００円、今後の電気の見込量としまして１０月から３月分でございますが、１，０４５万５，０００円、残額が４１５万８，

０００円ですので、差引不足額が６２９万７，０００円となっております。補正予算額でございますが、１目社会福祉総務費、１２節委託料、補正前の額が８，４４２万６，０００円、今回補正額６２９万７，０００円、補正後の予算額が９，０７２万３，０００円となっております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、訴訟の提起について及び生活保護費返還訴訟代理人委任事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○福原社会福祉課長　資料の③をお願いいたします。訴訟の提起についてでございます。こちらは、生活保護費の返還に伴う訴訟の提起ということでございます。概要につきましては、本案件は母の死亡により相続財産が収入として得られたことを発端に示した生活費の返還を求めている案件でございます。しかし、再三の返還要求に応じず、生活保護制度の趣旨を遵守してないため、極めて悪質な案件と判断いたしまして返還金を確実に徴収する手立てといたしまして刑事告訴、更に財産を差し押さえることを目的としました民事訴訟を提起するものでございます。こちらは、現在も生活保護を受給している方でございます。返還金額につきましては、２６０万７，４５３円となっております。つづきまして、経過でございます。まず平成２３年１１月１１日に母が死亡しております。平成２９年１１月１７日に家庭裁判所で遺産分割協議の審判が行われ、姉と弟が土地建物を取得しております。平成３０年３月１日に弟から土地家屋分の賠償金２６０万７，４５３円が口座に振り込まれました。同年、４月９日に受給者の口座へ振込依頼をした書類の写しが市役所に差出人不明の郵便で届いております。平成３１年２月１０日に生活保護法第６３条及び第７８条に基づきまして、相続財産として受領した２６０万７，５５３円全額を返還請求の決定をいたしております。令和元年１２月９日に内部協議により返還拒否をする同氏に対しまして刑事告訴を検討してまいりました。令和２年の２月２７日に返還金について催告書を手渡ししております。同年９月２５日に再度催告書を手渡しまして、現在も自宅訪問時に返還の請求の要求を実施いたしております。次ページを見ていただきまして、５番の生活保護法についてというところを御覧ください。こちらを説明するに当たりまして、生活保護法６３条と７８条の違いについて御説明を差し上げたいと思います。６３条でございます。こちらは、被保護者が急迫の場合等において記録があるにもかかわらず保護を受けた時は保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対し速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないということになっております。こちらは返還金ということになりまして、非強制徴収公債権というものになってまいります。つづきまして、７

８条でございます。こちらは不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものがあるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収することができることになっております。こちらは徴収金となっておりまして、強制徴収公債権というものになってまいります。資料の上の表を御確認いただきたいのですが、まずこちらの２６０万７，４５３円を三つの分類に分けさせていただいております。まず①の部分でございます。①が生活保護法第６３条の適用分でございます。こちらが民事訴訟を起こす部分の金額になってまいります。こちらが１２０万３，９７３円。こちらは母の死亡日、平成２３年１１月１１日から口座の入金日、平成３０年の３月１日までの期間の費用分になってまいります。つづきまして、②の法第７８条適用分１４０万３，４８０円でございます。こちらにつきましては、強制徴収公債権でございますので、国税徴収法に準じて債権差押えを権限で実施することができる部分になってまいります。③の部分でございます。こちらが刑事告訴をする部分でございます。こちらが１９万７，４８０円ということで、口座入金日の平成３０年３月１日から平成同年の４月９日まで、これが事実の把握日になりますが、この部分は事実があったのに隠していたというようなことになりまして、ここの部分が悪意があるよというようなことで刑事告訴する内容の金額になってまいります。なぜこのような流れになるかと言いますと、まず①の一般民事及び②の行政処分では通帳の残高しか債権の差押えの対象とならず、生活保護者が財産を現金等で自宅管理していた場合、債権差押えを行うことが手続上難しく、無駄が生まれる場合がございます。このようなことから、詐欺被害に遭ったとして③の刑事告訴することにより警察が介入し、事件性があると判断された場合は家宅捜査により自宅保管している財産等を警察が差し押さえることから、確実な返還に結び付けることが可能でございます。こちらは俗に言う、たんす貯金ですね。そういったものも押さえてしまおうというようなことで、刑事告訴するというところでございます。つづきまして、４番の訴訟に伴う弁護士費用でございます。まず１点目が着手金でございます。こちらが２９万７，０００円、令和４年度のこの先執行予定でございます。２点目報償金でございますが、こちらは土浦市が得た経済的利益の１６％及び消費税以内ということになっております。３点目としまして実費等でございます。こちらは、裁判所の納付金額となっております。つづきまして、３ページをお願いいたします。こちらがこちらの案件の民事訴訟に係る生活保護費返還訴訟代理人委託事業の補正予算ということになります。こちらは生活保護法第６３条に基づく返還金１２０万３，９７３円の返還を求める民事訴訟に対しまして、弁護士への依頼費用、裁判所納付金を計上するものでございます。こちらは、当該民事訴訟については結審まで複数年を要することから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。訴

訟に伴う費用弁護士法につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。補正予算額、債務負担行為の設定といたしましては、生活保護費返還訴訟代理人委託事業といたしまして期間が令和５年度から令和６年度の２年間を予定しております。限度額につきましては、訴訟に要する経費ということになっております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員　説明の最初の頃に、この方は現在も生活保護を受給されてるとありました。素直に思うとあれと思うのですが、制度上はこういうことを相殺はできない。支払わないことによる相殺はできないということなのですか。

○福原社会福祉課長　矢口議員の質問でございますが、基本的に最低生活費を確保する最低限の生活を営む権利がございますので、その部分については保証せざるを得ないということになっております。本人自体は、その相続でもらった財産については全て消費してしまってるというようなことで、手持ちがないよというような主張でございまして。実際その部分のないというような主張に対しまして生活費の保障はせざるを得ないのかなというところで、保護費は現在も支給をしているという状況でございます。

○矢口委員　とても苦しいところだと思います。世の中でこういったことに対する厳しい目がとてもあります。生活保護に対する。それなので、慎重に進めていただければと思います。

○下村委員長　ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、訴訟の提起について及び第三者行為に係る損害賠償請求事業の補正予算（案）について、執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長　資料は資料４をお願いいたします。訴えの提起について及び第三者行為に係る損害賠償請求事業の補正予算について、御説明させていただきます。当案件につきましては、交通事故、いわゆる第三者行為の求償でございます。交通事故など第三者の行為によるケア等につきましては医療保険は適用外となりますが、届出をいただくことで保険を利用して医療を受けることができます。今回行った保険給付について加害者側に求償するものでございます。１番の概要でございますが、平成３０年１１月２日に土浦市国民健康保険の被保険者である被害者が道路を横断していた際に加害者の運転する自動車に衝突され、受傷し、その後高次脳機能障害で意思疎通不可の状態となり、回復の可能性が低いとのことで、後遺障害１級１号に認定されました。加害者の運転していた車は加害者の勤務する会社所有の車で、車を所有する会社も運行供用車となり、賠償責任の対象となります。運行共用車が加入する損害保険会社は症状固定までの治療費は応償するとのことでありますが、将来にわたって

生命維持のための常時医療、介護を要することから、症状固定以降の医療費についても、保険給付を行った分について求償するものでございます。市顧問弁護士の礎法律事務所へ法律事務の委任をし、加害者及び運行供用者に対して損害賠償の請求に関する和解交渉を再三行ってきたものの、症状固定日以降の治療について支払いに応じることがないことから、被害者による訴えの提起に合わせて訴訟を提起し、併合審理を求めるものでございます。加害者運行供用者につきましては、記載のとおりでございます。２番の経過といたしましては、事故発生は平成３０年１１月２日で、事故当時被害者は社会保険に加入しておりました。その後、令和２年４月１６日に土浦市国民健康保険に加入、令和２年１１月２日に症状固定及び後遺障害１級１号と認定されております。第三者行為の求償に事務につきましては国保連合会に委託しておりますが、当事故に関しましては症状固定後も常時医療が必要なことから、国保連合会からの要請があり、賠償請求権のある土浦市から賠償請求を行うこととなり、令和４年３月２２日に市顧問弁護士の礎法律事務所と法律事務の委任契約を締結いたしております。その後、礎法律事務所より令和４年４月１８日には加害者及び運行供用者へ損害賠償の請求に係る通知を送付し、令和４年８月２５日には債務承認書を送付等を行っていただいておりますが、加害者側に対応いただけない状況でございます。その後、令和４年１０月１２日には令和５年２月末に被害者が訴えを提起するとのことが決定されたとのことから、被害者による訴えの提起に合わせて訴訟を提起し、併合審理を求めることとなったものです。２ページをお願いいたします。３番の請求見込額につきましては、一つ目の加害者及び運行供用者に対して損害賠償の支払を求めるものでございます。口頭弁論終結時までに取得した債権について支払を求めます。①の現在確認できている令和２年４月から令和４年７月までの保険給付済額は、１，８３８万２，５０５円になります。２番の保険給付見込額につきましては、口頭弁論終結時までの保険給付額となりますことから、目安といたしましては直近３か月の平均額が月９３万６，１７３円となります。この月額９３万６，１７３円掛ける口頭弁論終結時までの月数となります。ただし、この裁判につきましては被害者の訴えの中で損害割合も争点となっておりますことから、裁判で確定される過失割合によって請求額は変動いたします。二つ目が損害賠償金について、保険給付費の翌日から完済の日まで年５分の割合で遅延損害金の支払を求めます。三つ目が訴訟費用の負担を求めるものでございます。４番の訴訟に係る弁護士費用、一つ目の着手金につきましては、令和３年度執行済みでございます。二つ目の報奨金につきましては、土浦市が得た経済的利益の１０％及び消費税以内となります。三つ目は、実費等の相当額となります。なお、報償金実費等につきましては訴訟終了までの期間が複数年にまたがるとの見込みから、債務負担行為の設定を併せてお願いするものでございます。５番の医療負担の状況に

つきましては、上段の横棒が損害賠償請求の全対象、下段の横棒が訴訟しない場合の医療費の負担について表したものでございます。上段の損害賠償請求の全体像では土浦市国保加入から口頭弁論終結までを市が請求し、その後の将来医療費は被害者が請求することとなります。下段の訴訟しない場合では、症状固定日までの医療費を相手方の保険会社で負担し、その後土浦市の国民健康保険が将来医療費の終点まで負担することとなります。つづきまして、３ページをお願いいたします。令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）（案）第三者行為に係る損害賠償請求についてでございます。１番の補正の理由につきましては、訴訟についての概要で御説明いたしましたとおりでございます。当該訴訟につきましては、結審までに複数年を要するとの見込みから、債務負担行為の設定をするものです。２番の訴訟に伴う弁護士費用につきましても先ほど説明させていただいたとおりでございますが、報償金実費等が債務負担行為の対象となります。３番の補正予算額につきましては、債務負担行為の設定でございます。設定期間を令和５年度から６年度の２年間、限度額につきましては、訴訟の期間結審内容等により変動することから、金額を定めず訴訟に要する経費となります。なお、弁護士委託料につきましては今年度は和解と見込んでおりましたので、当初予算３１９万７，０００円をいただいております。令和５年２月末に訴訟となりますと、進捗状況により不用額となるところもございますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、保険給付費等交付金償還金事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○刈山国保年金課長　資料の５番をお願いいたします。令和４年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）（案）保険給付費等交付金償還金事業について、御説明いたします。１番の補正の理由でございますが、昨年３年の１１月８日から１２月３日にかけましてリモートによる会計検査を受検いたしました結果、平成２９年度国民健康保険普通調整交付金について過大交付となっている旨の指摘を受けたものでございます。今般、県から返還額、返還予定時期等の通知があったことから、過大交付分を返還するために増額補正を行うものでございます。２番の原因でございますが、平成２９年度国民健康保険財政調整交付金について交付申請をしておりましたが、療養費の数値が誤っている根拠資料を使用したため、療養費等を過大に計上したことにより普通調整交付金の額が過大となったものでございます。３番の返金返還金額等でございますが、（１）返還金額は、７３４万３，０００円になります。当初申請額８億４，９１６万余円に対しまして修正後の額で８億４，１８２万余円となってございま

す。この差が返還金額となるものでございます。（２）の返還予定時期につきましては令和５年２月以降に国の返還通知が県を通して通知され、令和４年度内に返還となる予定でございます。４番補正予算額でございます。歳入補正予算額は７３４万２，０００円、第７款繰入金、第２項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金を財源といたしまして第１節財政調整基金繰入金、当初予算額３億２，５９９万６，０００円に７３４万２，０００円を今回増額補正をして、補正後の予算額を３億３，３３３万８，０００円とするものでございます。歳出は、歳入と同額の補正予算額７３４万２，０００円。第７款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金、第５目保険給付費等交付金償還金、第２２節償還金利子及び割引料積立金、第３細節の当初予算額といたしましては、予算項目計上の１，０００円に対しまして７３４万２，０００円を今回増額補正をして、補正後の予算額を７３４万３，０００円とするものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　この原因のところで、療養費の数値が誤っている根拠資料を使用したためということについて説明お願いします。

○刈山国保年金課長　こちらの療養給付費につきましては毎月の療養給付費等いろいろな資料を足し上げますが、その中でこちらの調整交付金についてはいわゆる年度と違っておりまして、年になります。１月から１２月分の決定した調整金額ということから、その時に足し上げる月数が誤っていたというのが実態でございます。毎月の療養費の足し上げを間違えたということでございます。

○塚原委員　足し上げということは、足し算した数字が間違っていたということなのですか。

○刈山国保年金課長　足し上げの際に、段をづれて足し上げをしたようでございます。大きくは暦年と年度が間違っていまして、その暦年と年度を足し上げる時に暦年の月数を間違ったということでございます。

○塚原委員　２９年度になっていますが、それ以外の確認は終わっていますか。

○刈山国保年金課長　誤りがありましたのは２９年度だけでございまして、この事業につきましては３０年度から制度が改正されておりまして、実際には県のほうで調整交付金を国のほうに申請をして国から県が頂く。それについて交付金で別途市町村に流してくるという形式に変わっておりますので、２９年度以降はこの事業はございません。

○塚原委員　何かちょっとお粗末ですね。土浦市でやっていないから、県でやっているからもう大丈夫なんだよというお答えだと思うのですが、その間違えた原因が何だったかというのは、年度と年度内のを間違えてしまったのはありますが、それを何が問題でそれがそうなってしまったかというのは今は分からないということですか。

○刈山国保年金課長　３０年度以降については、県だということは翌年度以降が間違いなかったというお話の中でさせていただきました。申し訳ございません。展開するようなことで。ただ、こちらにつきましては、足し上げミスでございます。正直かなり細かい作業が多いものですから、なかなか制度上の理解もベテランじゃないと分からないというところもありまして、ダブルチェックするのに見過ごしてしまうということも中にあるようなこともございます。その辺は今後注意していくように担当者のほうには補助ではなくなりましたけれども、そういったところは気をつけるようにお話をしております。

○塚本保健福祉部長　言い訳になるので言いたくないのですが、この会計検査に至るまでの国保の計算はものすごい計算式で、自ら電卓はじいてできない状況があって、いろいろなところにシステムに数字を入れて数字ができてきます。入れる数字のところもいろいろルールを国から説明があって、これは暦年で加算して電卓ではじいたものを入れてくださいなど、なぜだか分からないのです。何でそこの数字を入れるのかとか分からないで、もう３日、４日掛かってもできないような算定で生まれてくる。そういう計算のもので。返還したところについては、二度としないということで担当者はやっております。申し訳ございませんでした。

○下村委員長　ほかにはないですか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、保健センター管理運営事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○水田健康増進課長　資料の⑥をお願いいたします。令和４年度一般会計補正予算（第１２回）保健センター管理運営事業につきまして御説明申し上げます。１番の補正の理由でございます。今回２点ございまして、１点目は記載のとおり寄付者である明治安田生命保険相互会社から健康増進や暮らしの充実などに向けた取組への寄付を頂戴してございます。保健センターで実施する健診等で必要となる消耗品、備品を購入させていただきたいと考えてございます。２点目につきましては原油価格高騰による保健センター及び保健センター新治分室の電気使用量が不足が見込まれましたことから、増額の補正をお願いするものでございます。２の事業概要をお願いいたします。（１）と（２）につきましては寄付金を充てさせていただいて、購入する消耗品及び備品となります。（３）につきましては、不足する電気使用料となります。３番の補正予算額をお願いいたします。はじめに、歳入につきましては、衛生費の寄付金で、４５万円の寄付を受領してございます。今回歳入の補正をさせていただくものでございます。また、電気使用料等につきましては、一般財源、財政調整基金の繰入金を充てさせていただくものでございます。歳出につきましては、歳入と同額の１９

６万１，０００円を補正させていただきます。消耗品につきましては４７万３，０００円、光熱水費につきましては不足する分を１４０万円と見込んでございます。備品購入費につきましては，８万８，０００円の増額をお願いするものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、その他に移ります。第４次土浦市地域福祉計画（案）のパブリックコメントの実施について執行部より御説明願います。

○福原社会福祉課長　資料の⑦をお願いいたします。第４次土浦市地域福祉計画（案）のパブリックコメントの実施について御説明申し上げます。当計画は、社会福祉法第１０７条に基づきまして作成するものでございます。前計画でございます第３次計画が令和４年度で計画期間が終了となります。そのようなことから、令和４年の１１月７日に開催いたしました土浦市地域福祉計画策定委員会におきまして第４次土浦市地域福祉計画（案）がまとまったことから、パブリックコメントを実施するものでございます。なお、当計画の計画期間につきましては、令和５年度から令和９年度の５か年が計画期間となっております。それでは、中身の説明をさせていただきます。まず１点目、実施期間でございます。令和４年１２月２０日から翌年の１月１３日までとなっております。公表の方法でございますが、まず社会福祉課、情報公開室、各支所出張所、各地区公民館での閲覧並びに市のホームページへの掲載を予定しております。意見を提出できる方でございますが、まず市内に居住又は通勤通学をしている方。つづきまして、市内に事務所等がある個人、法人その他の団体の方となっております。意見の提出方法でございますが、氏名、住所、連絡先を記入の上、社会福祉課へ郵送、ＦＡＸ、電子メール、直接の書面の提出又はＬｏＧｏフォーム、ウェブによる方法のいずれかを予定しております。つづきまして、今後のスケジュールでございますが、第１回から第３回目までは終了しております。今回のパブリックコメントを経まして、令和５年の２月２１日の第４回の策定委員会におきまして最終案を策定したいと考えております。次ページをお願いいたします。次ページは当該計画の概要でございます。こちらの第４次計画は１章から５章の編成で作成をいたしております。温かいふれあいのあるまちづくりを基本理念といたしまして、地域共生社会の実現に向けた国の取組や、重層的支援体制整備事業を反映させるとともに、住民アンケートの結果や地域福祉住民懇談会での市の意見等を踏まえまして、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として作成をいたすものでございます。

○下村委員長　今の説明に対して委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、土浦市手話言語の普及の促進に関する条例（案）のパブリッ

クコメントの実施について執行部より御説明願います。

○小池障害福祉課長　それでは、サイドブックス資料⑧をお願いいたします。土浦市手話言語の普及の促進に関する条例（案）のパブリックコメントの実施について、御説明いたします。今年の３月議会において土浦市聴覚障害者協会からの請願書が採択されたことを受け、聴覚障害者協会、手話通訳者、手話サークルなどの関係者の方と協議を行ってまいりましたが、この度、条例案がまとまりましたので、次のとおりパブリックコメントを実施いたします。ちなみに、手話に関する条例としましては令和４年１１月１日現在の数字となりますが、全国で４５９の自治体で制定されており、茨城県内では、茨城県、筑西市、水戸市、笠間市において類似した条例が制定されております。まず１の実施機関でございます。令和４年１２月１６日から令和５年１月５日までの２１日間で実施いたします。２の公表の方法、３の意見を提出できる方、４の意見の提出方法については、先ほどの社会福祉課の説明と同様になります。５条例案の概要でございますが、手話が言語であるとの認識に基づき手話の普及についての基本理念を定め、市の責務並びに事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重しながら共生することができる地域社会の実現に資することを目的とするものでございます。次のページをお願いいたします。条例（案）を掲載しております。条例名は土浦市手話言語の普及の促進に関する条例といたしました。条例の構成としましては、前文プラス８条の構成となっております。まず前文でございますが、手話は言語であるとの認識を示すとともに、この条例の制定目的を説明しております。一般的に条例では前文を設けることは少なく、理念や目的は第１条で規定することが多いのですが、この条例は手話の普及を通じて、ろう者とろう者以外のものが共生することができる地域社会の実現を目指すものでございます。そのためには、手話やろう者に関する正しい知識や、条例を制定する必要性をろう者以外のものにも知ってもらうことが特に重要であることから、この条例では前文を設けることといたしました。なお、全国の制定済みの手話条例においては、そのほとんどが前文を設けております。つづいて、第１条でこの条例の目的を、第２条で文言の定義、第３条で基本理念、第４条で市の責務、第５条で市民及び事業者の役割、第６条でろう者及び手話通訳者等の役割、第７条で施策の策定及び推進、第８条で災害発生、その他の緊急時の対応をそれぞれ定めております。条例のスタイルといたしましてはいわゆる理念型の条例で、具体的施策については第７条の規定のとおり土浦市障害者計画で定めてまいります。今後のスケジュールといたしましては、パブコメでいただいた意見に基づき条例案を修正し、法令審査委員会の審査を経て３月議会において議案上程の予定でございます。施行日につきましては令和５年４月１日を予定しております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　条文のほう、第７条の「市は障害者基本法第１１条、第３項の市町村障害者計画において」というのは、これは国のことを言っているのですか。

○小池障害福祉課長　こちらは基本法のほうで市町村が計画を定めなければならないことになっておりまして、法律上定めなければならない計画の中に、この手話の施策を盛り込んでいくというふうに考えてございます。

○下村委員長　市町村は抜くわけにいかないのですね。

○小池障害福祉課長　法律の書きぶりなものですから。ここは法令審査のほうでもまた検討していただくと思います。

○下村委員長　分かりました。ありがとうございます。ほかにはございませんか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、新型コロナワクチン接種に関するお知らせ（Ｎｏ．２３）について執行部より御説明願います。

○水田健康増進課長　資料の⑨をお願いいたします。新型コロナワクチン接種に関するお知らせ、ワクチン接種情報のＮｏ．２３でございます。１２月の上旬号の広報誌と一緒にチラシをお配りさせていただければと考えてございます。１番といたしまして、現在のコロナワクチン接種の実施機関を再度、市民の皆様にお知らせさせていただいて、まだ接種が進んでいらっしゃらない方に３回目までの接種の御案内を図のほうで示させていただいているものでございます。２点目、オミクロン株対応二価ワクチンの接種についての御案内となります。現在も協力医療機関のほか茨城県が設置しております大規模集団接種会場、大規模接種会場の産業技術総合研究所、それから、市のほうで設置しておりますイオンモールの御案内となります。赤字で示させていただいたとおりイオンモール土浦の集団接種につきましては、現時点で来年の２月２６日を終期とさせていただいてございます。ただし、接種の進捗、予約の状況などにより開設日時の縮小や前倒しで終了することも含ませていただいてございます。茨城県が実施しております大規模接種の会場につきましては、１２月２５日が現在のところ終了期日となってございます。２ページ目をお願いいたします。３番といたしまして、武田社ワクチン（ノババックス）の接種について４回目、５回目での接種が可能となりますという御案内とともに、その他のワクチンについての接種の間隔などを示させていただいたものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん何か御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　よろしいでしょうか。以上で保健福祉部は終了となります。暫時休憩

いたします。

（午後１時４８分休憩）

（午後１時５５分再開）

○下村委員長　再開いたします。それでは、こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和４年、１１月２８日開催、こども未来部をお願いします。議案関係からになります。要支援児童等見守り強化事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料①をお願いいたします。要支援児童等見守り強化事業の補正予算（案）についてでございます。１番補正の理由です。要支援児童等見守り強化事業は、支援の必要な児童に対し定期的な訪問により見守りを行う事業です。令和３年度の事業では支援対象児童件数が当初見込みを下回ったため、国の同年度に歳入した補助金に一部返還が必要となりましたことから、返還金の増額補正を行うものです。２番補正の概要です。交付金交付額５１万円、実績報告額１３万８，０００円、超過交付額３７万２，０００円。３番補正予算額です。歳出について、３款民生費、２項児童福祉費、２目児童福祉対策費、補正予算額は、３７万２，０００円を計上するものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員　見込みを下回ったということですが、それなりに見込みということは、それに該当するだろうという人数であったりとか、それをお子さんを考えてのことだと思うのですが、実際下回った理由というのはどういったことでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長　見込みの件数としましては、令和３年度の予算上といたしまして見守りとお食事の配布もあるのですが、４家庭、４件のお宅に年間５１回、週に１回のペースで伺う予算を計上しておりました。ですが、実際のところ実績としましては家庭数は４家庭なのですが、回数が４８回、お食事が８５食ということで見込みよりも少なくなっております。

○目黒委員　本来であれば、もっと行っても良いかなと私は個人的に思ったのですが、その当事者である方が断られたとか、そういった理由で少なくなってしまったという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長　詳しい状況については私は把握していないのですが、対象家庭が予定で４家庭のところ、実績も４家庭ということで、あまりお断りされるという印象はないと感じております。

○目黒委員　後ほど改めてお伺いいたします。

○下村委員長　ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、子育て世代包括支援センター事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料②をお願いいたします。子育て世代包括支援センター事業の補正予算（案）です。１番補正の理由です。令和４年４月からの会計年度任用職員の産前産後休暇の有給化に伴い、子育て世代包括支援センター事業を担う会計年度職員の助産師２名の産前産後休暇時の報償費が発生したため、歳出の増額補正を行うものです。また、子育て世代包括支援センター事業は国と県の交付金の対象となりますことから、歳入も増額補正を行います。２番補正の概要です。助産師２人分の報酬が１４１万３，０００円、今年度の支出見込額が７４９万１，０００円、補正額が５６万６，０００円です。なお、こども子育て交付金の補助率は、国が３分の２、県が６分の１です。３番補正予算額、歳出につきまして、３款民生費、２項児童福祉費、２目児童福祉対策費、１節報酬が５６万６，０００円の補正額、歳入につきましては、１６款国庫支出金、４項国庫交付金、２目民生費国庫交付金、２節児童福祉費交付金で４２万５，０００円の補正額。１７款県支出金、４項県交付金、２目民生費県交付金、２節児童福祉費交付金、補正額が１０万６，０００円の計上でございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、産後ケア事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料の③をお願いします。産後ケア事業の補正予算（案）について御説明いたします。１番補正の理由です。産後ケア事業については、産後、心身の不調や育児不安がある妊産婦に対し産後ケア施設において助産師等が心身のケアや育児サポートを行うもので、利用希望者の増加により委託料に不足が生じることから、増額補正を行うものです。また、令和３年度の事業について新型コロナウイルス感染拡大による委託医療機関の利用停止の影響で利用実績が見込みを下回り、精算の結果、同年度に歳入した国庫補助金に一部返還が必要となりましたことから、返還金の増額補正を行うものです。２番、補正の概要です。（１）産後ケア事業委託料につきましては令和４年４月から１０月までの実績が１００万９，８００円、１１月から３月の支出見込みが８６万６，２５０円、合計で１８７万６，０５０円の予定です。（２）国庫補助金の返還金です。交付額が５４万５，０００円、実績報告額が１６万５，０００円、超過交付額が３８万円です。３番補正予算額です。歳出につきまして、３款民生費、２項児童福祉費、２目児童福祉対策費、１２節委託料につきまして、７７万７，０００円。２２節償還金利子及び割引料が３８万円の補正額の計上でございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、助産事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料の④をお願いします。助産事業の補正予算について御説明いたします。１番の補正の理由です。こちらは、助産事業として国から交付されている補助金について二つの事業がありまして、そのうちの一つの事業であります母子生活支援施設助成事業につきましてですが、これはＤＶ被害等により住居の無い母子に母子生活支援施設での住居を提供し、自立を支援する事業でございます。令和３年度の事業で施設の利用者がいなかったため、同年度に歳入した国庫負担金の一部返還が必要になりましたことから、返還金の増額補正を行うものです。２番補正の概要です。交付額５７万４，７７４円、実績報告額２３万２，７３０円、超過交付額３４万２，０４４円です。３番補正予算額で歳出について、３款民生費、２項児童福祉費、４目母子父子福祉費、２２節償還金利子及び割引料として３４万３，０００円の計上をするものです。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員　この補正については、使われなければ使われないほうが本当は良いのかなというふうに思っているのですが、実際この実績報告の２３万２，７３０円で、実績の内訳を教えていただいてもよろしいですか。

○佐藤こども包括支援課長　こちらの補助金について先ほど説明させていただいたもう一つの助産事業がございまして、３年度にお１人、霞ケ浦医療センター、助産施設に指定されている医療機関での出産が１件ございましたので、その出産に係る実績になってございます。

○塚原委員　分かりました。ありがとうございます。

○下村委員長　ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、母子保健事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料⑤をお願いいたします。母子保健事業の補正予算案について御説明いたします。１番補正の理由です。令和４年６月、厚生労働省の通知によりまして地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図る母子保健対策強化事業が創設されたことに伴い、令和４年度当初予算に計上した母子保健事業に係る経費で国の補助対象となるものが生じたため、財源更正をするものでございます。２番、事業の概要です。補助金は、母子保健衛生費国庫補助金、補助率は国２分の１です。（２）

補助対象経費としましては各種検診に必要な機器の整備ということで、視力検査の機械のリース代ですとか、機器の購入代が対象となっております。３番補正予算額についてです。歳入として、１６款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、２節母子保健衛生費補助金として２２万８，０００円の補正額となっております。本補助金につきましては、当初予算では三つの事業、産後ケア事業、産婦健診事業、多胎妊婦健診事業に対する補助金を計上しておりまして、これに増額となるものです。この分２２万８，０００円が一般財源から減額となる金額となっております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、産婦健康診査事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○佐藤こども包括支援課長　資料⑥をお願いいたします。産婦健康診査事業の補正案について御説明いたします。１番補正の理由です。産婦健康診査は産婦の心身の健康の保持増進と産後の母子に対する支援体制強化のため実施しております。令和３年度は検診受診件数が当初見込みを下回り、精算の結果、同年度に歳入した国庫補助金に一部返還が必要となったことから、返還金の増額補正を行うものです。２番補正の概要です。交付額４０８万円、実績額３５７万７，０００円、超過交付額５０万３，０００円です。３番補正予算額です。歳出について、４款衛生費、１項保健衛生費、６目母子保健事業費、２２節償還金利子及び割引料として５０万３，０００円を計上するものです。

○下村委員長　委員の皆さん意見、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、病児・病後児保育事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○野中保育課長　それでは、資料⑦をお願いいたします。病児・病後児保育事業の補正予算（案）について御説明させていただきます。１番の補正の理由ですが、病児・病後児保育事業は、保護者が就労等により子供が病気の際、家庭での保育が困難な場合に、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等で病気の子供を一時的に保育する事業でございます。本事業中の体調不良児対応型につきまして、今年度新たに２施設が当該事業を実施したことにより予算が不足することが見込まれるため、増額補正を行うものでございます。２番の事業の概要ですが、まず（１）事業内容について、体調不良児対応型は保育所に通所する子供が保育中に体調不良となった場合に、保護者が通常迎えに来る時間まで緊急的な対応で保育体制を確保するものでございます。（２）対象施設については現在３施設で、既存施設はあおぞら保育園の１園、新規施

設としまして今年度中に看護士の雇用と専用の病児室の設置の補助要件を満たしました桜川保育園、新生めぐみ保育園が追加になってございます。補助率は、国、県、市、３分の１ずつになります。３番の補正予算額ですが、歳入は１６款国庫支出金で、４項国庫交付金、２目民生費国庫交付金、２節児童福祉費交付金としまして１０２万１，０００円を、同じく１７款県支出金、４項県交付金、２目民生費県交付金、２節児童福祉費交付金としまして同じ金額の１０２万１，０００円を計上させていただき、歳出につきましては、３款民生費、２項児童福祉費、６目私立保育園費、１８節負担金補助及び交付金としまして３０６万４，０００円を計上させていただくものでございます。

○下村委員長　皆さん何か質問ありますか。

○目黒委員　実際この制度を利用する際なのですが、保護者の方は登園する前に事前に連絡した上で受入れをするのでしょうか。

○野中保育課長　保護者の方も当然、園のほうに預ける時にはそうするのですが、園で預かっている途中に、例えば今回は夏の時は猛暑とか酷暑だったので、子供が体調が悪くなって親御さんが緊急に迎えに来れない、そういう時に看護師の方が付き添って病室で見ているような形でございます。

○目黒委員　あと、例えばなのですが、近くの保育所でこの施設がないけども、同じような状況になった時に、ほかの保育園のお子さんもこちらを利用するなどという対応はしていただけるのでしょうか。

○野中保育課長　今回のこの体調不良児対応型につきましては自園といいますか、自分の園だけの子供を預かるもので、近くの体調不良の園児、ほかの園の体調不良の園児のほうは病後児対応型という施設がありまして、そちらのほうで預かるような形をとっております。

○目黒委員　病後児対応施設の数を教えてください。

○野中保育課長　市内に二つありまして、一つはエンゼルスポーツ幼稚園、もう一つは愛保育園。この２施設でございます。

○目黒委員　今後もっと増えていく可能性があるということで、認識してよろしいでしょうか。

○野中保育課長　市のほうでも各私立保育園等の会議等がありまして、こちらのほうは周知していきたいと思います。

○下村委員長　ほかにはありませんか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、放課後児童クラブ推進事業の補正予算（案）について執行部より御説明願います。

○野中保育課長　それでは、放課後児童クラブ推進事業の補正予算（案）について、資料⑧を御覧いただければと思います。１番の補正の理由ですが、本事業は小学校就学児童を対象に、放課後に学校の余裕教室等を活用し、遊びや安心して過ごせる生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものでございます。この度、本市が直営で実施している都和小、都和南小、新治学園義務教育学校の児童クラブでは、慢性的な支援員不足が生じ、事業運営に支障を来していることから、安定的な人材確保と支援員の質の向上を図るため、令和５年度より民間委託を行うものでございます。なお、事業運営には児童の把握や支援員の配置に準備期間を要することから、速やかに契約し、質の高いサービスを提供できるよう債務負担行為の設定をお願いするものでございます。２番の事業の概要ですが、対象施設等としまして種別が公設公営で、学校数は３校、学校名は記載のとおりでございます。（２）の全体事業費、こちらが６，２３７万円、負担割合は国、県、市、３分の１ずつでございます。（３）の業務委託期間は、令和４年度から令和５年度。３番の補正予算額ですが、事項は放課後児童クラブ運営委託料で、期間は令和４年度から令和５年度、限度額が６，２３７万円を債務負担行為を設定するものでございます。なお、放課後児童クラブの直営分につきましては、長年支援員の人材確保が難しくなっている課題があります。支援員が集まらない理由は賃金が安いこと、また、勤務時間が１３時３０分から１８時３０分と不規則かつ夏休みなどの長期休業期間では午前中勤務なども発生することや、配慮が必要な児童、また、苦情が多い保護者が増加しており、その対応に苦慮するなどがございます。そのため、市では民営化の一層の推進を考えており、直営では支援員の人材確保が難しい学校から準備が整い次第、民営化を進めてまいりたいと考えてございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○福田委員　現時点でこの３校は支援員の不足はどのくらいの数ですか。

○野中保育課長　都和小学校のほうで今預かっている児童数が１２８名で、実際支援員が１０名でございます。同程度の学校なのですが、神立小学校、こちらは民間の業者に委託しているのですが、そちらの支援員は１４名、実際４名ぐらい不足してございます。都和南小学校の支援員の数は８名で同程度の学校なのですが、土浦第二小学校、こちらは委託しているところなのですが、実際職員の方が１０名で、２名不足してございます。最後に、新治学園義務教育学校で、こちらは職員数が１５名。かなり職員数では多く見えるのですが、午後１時３０分から午後６時３０分までフルで働ける職員がかなりこちらの学校は不足しておりまして、２日や３日など短期で入っていただくような職員が多くなっているので、かなり人員は不足している状況でございます。

○福田委員　職員、支援員の定員というのはないのですか。

○野中保育課長　定員は大体４０人の教室数に大体２人付けるというのは国の基準ではございます。ただし、支援が必要な子供がかなり増えている状況がございまして、できるだけ本市としましては支援が必要な子達に人材を確保しまして、厚く見るような体制を整えてまいりたいと考えてございます。
○福田委員　今は不足している中で運営しているということですか。
○野中保育課長　できるだけ不足しないようにその都度人員募集はしているのですが、その人員が集まってこない状況でございます。
○矢口委員　今回の議案は民間委託を行うために債務負担行為を設定しますよという内容だと思うのですが、そもそも民間に委託することによる費用の差というものはどのような感じですか。現状と民間等に比べてどうなのでしょうか。
○野中保育課長　実際なのですが、こちらのほうは今回参考分としまして６，２３７万円をお願いしているのですが、実際直営のほうで参考としましては大体４，０００万が人件費だけで掛かっております。ただ、委託料のほうで今度職員の管理運営や実際統括責任者などその辺りの方も民間のほうで雇用する関係もありまして、その分金額のほうは増えてございます。
○矢口委員　端的に言いますと、このことによって単純にお金の話だけをすると、増えるのか、減るのかというのはどうなのでしょうか。
○野中保育課長　単純な例で言うと増えます。
○鈴木委員　もっと全体的なところから説明をお願いしたいと思います。今、市内に放課後児童クラブがある学校が何校ありますと。そのうち民間に何校で、直営で何校。これを年次計画で民間委託に移行している途中の時期だから、今後も民間で具体的な学校名は分からないにせよ、３か年などの中で行っているのでしょうが、その中の今途中経過のところ。前回も同じような議案で債務負担行為をほかの学校でしているのだけれど、それの次の段階。単発での予算の増減というのもあると思いますが、全体的に民間委託しているわけだから、その根本的な理由があるわけです。予算の面プラス。保育課の現状からいっても直営でこのまま持っているとやりきれない部分がある。そういうところをもう少し全体的に説明をしていただけると、私たちは分かりやすいかなと思います。もう１点は、今回の１２月議会最終日に議決をされて民間委託が決まるわけですが、前回の時など何回かの中で起きている話になりますが、議会が議決する前に民間委託になるんですよという話が先行して流れてしまって、保護者からも質問される。また、支援員の皆さんからも質問される。そういうようなことが起こり得るんです。それで、私たちは議会で最終日に議決されるまでは決まっていますという言葉は使わないのですが、これは否決される可能性もある。ただ、それが役所のほうからどこかで説明した時点で。だから、良い例は五中の脇に統合する話。これはも

う決まってますということで、区長さんたちから私たちのほうに話が来ました。私たちはそんなこと聞いてませんと。まだ議決もされてない。誰がどこで決めたんですかという話になるんですよ。情報の管理の仕方、あと決まっているという言葉の使い方、そこに十分気をつけて役所の人にも発言をしていただきたいと思います。

○野中課長　現在なのですが、児童クラブは小学校１６校ありまして、そのうち委託しているのは９校でございます。９校の内訳なのですが、民間のアンフィニというところに委託してるところが７校、ＮＰＯの土浦支援センターが２校、そのほかに直営のところが７校ありまして、そのうち３校は今回債務負担行為で民間委託を進めさせていただければと思っています。直営が４校残っているのですが、保育課の考え方につきましては、本委員会で資料をまとめまして御説明させていただければと思います。

○加藤こども未来部長　２点目の御質問なのですが、民間委託が決定するまでの保護者や支援員さんたちに不安を与えないようにするための言葉の使い方については気をつけたいと思います。情報管理、十分気をつけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長　ほかにないでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、その他に移ります。認定こども園土浦幼稚園の整備について執行部より御説明願います。

○菊田こども政策課長　では、資料の⑨－１、枝番１と枝番の２でございます。認定こども園土浦幼稚園の整備についてとその添付資料でございます。資料９－１をお願いいたします。（１）から（５）まで５項目について御報告をさせていただきます。まず（１）の工事の状況です。工事の契約につきまして９月議会での議決を受けて９月３０日に本契約に切り替えて、１０月３日から工事を開始しております。①の工事に関する近隣住民への説明につきましては、近隣の学校、土浦小学校、土浦一中、土浦二高に報告をしまして、また、地区長へも説明をして、地区には回覧版で説明文書を回していただいております。また、工事開始前に園舎周辺の住民の方々へ直接説明をしております。②の工事のスケジュールにつきましては、１１月中に解体工事が終了して１２月から整備工事が始まり、令和５年８月中に工事完了の予定でございます。（２）の東崎保育所保護者説明会の開催についての報告でございますが、１０月２９日の土曜日に第２回目の保護者説明会を開催いたしました。出席者は保護者１９名で、質疑内容は別添資料９－２というものです。資料の９－２の主な質疑内容等でございます。六つございます。まず一つ目は完全給食についてでございますが、完全給食につきましては主食としての御飯やパンなど、これも含めて給食で提供することを完全給食と言っておりますが、昨年度から要望を受けておりまして検討中で、設計の中で

は認定こども園で提供ができるようになっておりますけれども、実施の可否や時期につきましては、ほかの公立保育所の兼合いも含めて調整中でございます。二つ目は駐車場についてですが、駐車場を園内に６台分設けますが、それだけでは不足が見込まれるので、その不足分を補うために隣の旧図書館駐車場、こちらについてこども園が開いている時間体は開放されているのかというものでございましたが、開放はされております。ただ、生涯学習館や勤労青少年ホームの利用者による空き状況を見て利用していただくことになりますけれども、現在の利用状況から見ればほぼ大丈夫と考えております。三つ目は防犯対策についてですけれども、門扉をつけて施錠できるようになっております。門扉のところにもインターホンを設置して職員室とつながっております。また、警備会社の機械警備を導入しまして防犯カメラも設置する予定でございます。四つ目は東崎保育所に７時半にお子さんを預けて、職場のほうにぎりぎり間に合ってるという方ですけれども、場所が変わると間に合わなくなる可能性があるので、早朝保育のお時間を早められないかということでございましたが、ほかの公立保育所との兼合いもございますが、御事情を踏まえて引き続き検討してまいります。五つ目は登園管理システムを導入するかについてですけども、システムの導入も可能な設計になっておりますが、ほかの公立保育所への導入や予算も考慮しまして現在検討中でございます。六つ目の制服につきまして、スモッグを再度購入する必要はあるのかという御質問でしたが、現在使用してるものをそのまま使っていただけます。では、資料の９－１にお戻りいただきたいと思います。資料の９－１の（２）の一番下のなお書きのところからでございますが、認定子こども園の整備につきましては市のホームページで情報を提供しておりまして、説明会の資料や質疑応答につきまして適宜ホームページに掲載してまいります。つづきまして、（３）の認定こども園土浦幼稚園における基本理念と教育保育計画（案）についてでございますが、地方公共団体が整備する幼保連携型認定こども園の整備に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置及び廃止に関すること、職員の任免、その他の人事に関すること、教育課程に関する基本的事項の策定に関することにつきましては、教育委員会の意見を聞くことが義務付けられております。現在、生涯学習課の就学前教育推進員や指導課の職員、いずれも学校の先生方ですけれども、情報の共有、確認をいただいておりまして、今後正式に教育委員会定例会に諮りまして改めて意見聴取を行い、子ども・子育て会議におきましても報告、説明を行う予定でおります。（４）の土浦幼稚園の歴史に関する展示でございますが、博物館が保管する玩具で、数量も多くて館内に出せるものや簡単なレプリカ、写真などにつきまして幼稚園の１階に設置予定のショーケースや廊下の壁を利用して掲示する予定でおります。展示品の内容につきましては博物館職員と調整していきます。（５）の今後のスケジュール案でござ

いますが、令和４年度分につきましては、令和５年の２月には教育委員会定例会で基本理念と教育保育計画案に関して意見聴取を行い、子ども・子育て会議へ報告をしていきます。３月には３月議会で設置及び管理条例や保育所条例の一部改正、これは東崎保育所の廃園についてですが、これらを提出しまして、保育所運営に関するまとめを議会へ報告し、ホームページに公表をしていきます。さらに、保護者説明会の第３回目につきましては６月頃を予定しております。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようです。野中課長。

○野中保育課長　保育課から真鍋小学校の放課後児童クラブの教室の利用について御報告させていただければと思います。資料はございません。現在、真鍋小学校の放課後児童クラブは、小学校本館の隣にある東棟の４教室を使用して運営してございます。しかしながら、教育委員会教育総務課が今年度実施しました劣化度調査の結果、現在、放課後児童クラブで使用している東棟の増築部分について耐震性に問題があることが判明したため、学校と協議しまして増築部分の１階と２階で使用している２教室につきまして西棟のＰＴＡ会議室に移動し、子供たちの安全確保を図るものでございます。今後の予定といたしまして、放課後児童クラブ、委託業者と移動時の課題の整理及びＰＴＡ会議室の片付けを行い、冬休み明けには増築部分の教室を使用していた児童を西棟へ速やかに移動できるように進めてまいりたいと思っております。

○下村委員長　何か御質問等ありますか。

○鈴木委員　午前中の教育委員会の時に私から教育委員会に伝えておいたことなのですが、今回のその劣化度調査によって耐震性がないことが分かりました。すみませんということで、文教厚生の議員に加藤部長から説明が入りました。これは迅速に対応していただいて良かったと思うのですが、その後、教育委員会から自分たちが管理している建物であるにもかかわらず、各議員にも今回のその他のところで出るのかなと思ったら、そこでも一切向こうからの説明が出なかったので、私のほうから言いました。教育委員会には午前中しっかり言っておきました。残るは、こども未来部は後からできた部で、なかなか役所内での立ち位置が難しいところだとは思うのですが、保健福祉部と教育委員会とかぶる部分が多い中で部の運営であると思いますが、その両方の部との密な連携をとりながら今後も頑張って欲しいと思います。今回のこの件については、こども未来部の対応はしっかりしていたと思います。

○下村委員長　ほかに執行部から何かございますか。

（「ございません」という声あり）

○下村委員長　委員の皆さんからほかには。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　先ほどの鈴木委員からの話というのは当然のことなのですが、こども未来部はしっかりとその報告をしてきましたと。だけれども、小学校においても、児童クラブにおいてもその子供さんを預かっている上で、耐震性のないもの、欠けているその建物をいつまでも置いておけないわけですから、迅速な対応が必要です。しかし、その分かった時点で教育委員会もしっかりとした説明を行うことと、もし何かあればその建物の近くまで被害が及ぶ可能性もあるわけです。そうすると、耐震性がありますよと言われている建物の近くにいた子供だってけがをする可能性がある。だから、そういったことは執行部の庁内会議があるのでしょうから、そこでしっかりと保健福祉部長も一緒になってフォローしてもらって、そういったことを言ってもらわないと困るというふうに感じます。子供たちにけががあったり、そういったことになったら本当に大変なことですから。そこについてはしっかりとフォローしていただきたい。また、しっかりとやっていただきたいということをお願い申し上げます。私から以上です。以上で文教厚生委員会を閉会といたします。